

平成 19 年第 1 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 19 年 2 月 20 日（火曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 相澤 耀司

副委員長 寺澤 正志

委員

佐藤 恵子 委員

伊藤 功一郎 委員

伊澤 貞夫 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

伊藤 一郎 委員

藤原 益栄 委員

小林 立雄 委員

昌浦 泰己 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

石橋 源一 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(兼)財政担当(兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

市民経済部次長(兼)農政課長(兼)農業委員会事務局長 板宮 徳行

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

交通防災課長 伊藤 一雄

行政管理課長 伊藤 敏明

市民課長 本郷 義博

副理事(兼)税務課長 坂内 敏夫

商工観光課長 武田 一男

副理事(兼)こども福祉課長 伊藤 博

健康課長 岡田 まり子

副理事(兼)介護福祉課長 松戸 信博

介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

副理事(兼)道路課長 小川 憲治

施設課長 佐藤 昇市

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

副理事(兼)生涯学習課長 伊丹 隆

文化財課長 高倉 敏明

上下水道部長 鈴木 建治

上下水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○熊谷議会事務局長

おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

したがいまして、全委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

おはようございます。毎日御苦労さまでございます。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、暫時御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 20 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は委員長の輪番制という申し合わせによりまして、議会運営委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は相澤耀司委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は相澤耀司委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(阿部五一臨時委員長退席、相澤耀司委員長席に着く)

○相澤委員長

おはようございます。

初めての経験で非常に緊張しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○相澤委員長

それでは、この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○相澤委員長

御異議なしと認めます。私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には寺澤正志委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

● 議案第 23 号 平成 18 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）

○相澤委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 23 号から議案第 28 号までの、平成 18 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決したいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○相澤委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず議案第 23 号 平成 18 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

● 歳出説明

○相澤委員長

関係課長等から順次説明を求めます。

● 1 款 議会費

○熊谷議会事務局長

それでは、資料 2 の 35 ページをお開き願います。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項議会費で 194 万 2,000 円の減額補正でございます。

まず、議員の報酬等の経費で 147 万 2,000 円の減額でございますが、9 節旅費、19 節負担金、補助及び交付金において、いずれも見通しがついたことによる減額でございます。

次に、議会事務に要する経費で 47 万円の減額補正でございますが、いずれも各節において見通しがついたことによる減額でございます。

● 2 款 総務費

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次の、37、38 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目の総務職員人件費で 50 万 1,000 円の増額補正でございます。これは平成 18 年度に中途退職者が出たことによりまして、退職手当組合の特別負担金が増額になったものでございます。

○内海企画課長

3 目広報広聴費で 85 万 6,000 円の減額補正でございますが、その主なものは 11 節需用費で、広報誌の印刷費等の不用見込額 88 万 9,000 円を減額するものです。

○鈴木総務部次長 (財政担当)(兼)財政課長

次に、7 目庁舎管理費におきまして、30 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは後ほど歳入で御説明を申し上げますが、社会福祉事業資金として寄附金をちょうだいいたしましたので、社会福祉課それから子ども福祉課、健康課の窓口カウンターをローカウンターに交換するため、それから、来庁市民が体調を崩された場合の対応として、寝台がわりにできるロビーベンチ 1 台、それから収容・遮蔽できるアコーディオンパーテーション 2 台の購入資金に財源充当させていただくものでございます。

○内海企画課長

次の、8 目企画費で 139 万 8,000 円の減額補正でございますが、その主なものは、13 節委託料で 100 万 2,000 円の減額でございます。これは、ユーアイバスの乗降調査委託を中心市街地活性化の観点から、「まち・みらい多賀城」が実施することに伴い、市単独で予定しておりました調査が必要なくなったことに伴う減額でございます。それから、市街地再開発調査事業に係る業務委託料の確定に伴い減額するものでございます。

また、19 節負担金、補助及び交付金の 32 万 5,000 円の減額補正でございますが、これは TMO が実施します中心市街地活性化支援事業の確定に伴い、補助金の減額を行うものでございます。

○鈴木総務部次長 (財政担当)(兼)財政課長

12 目財政調整基金費、それから 13 目史跡のまち基金費でございますが、例年、年末年度末の一時的な資金不足に対応するため、繰替運用を行っているところでございますけれども、効率的な資金運用に努めたことによりまして、利子の発生が増加したことによるものでございます。

○坂内税務課長

次の41ページをお願いいたします。

2款2項2目の固定資産税・軽自動車税賦課に要する経費で110万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは9節旅費で2万6,000円、これは研修旅費などの執行残でございます。13節委託料で105万円、これは固定資産税路線価鑑定評価委託の執行残が主なものでございます。19節負担金、補助及び交付金で3万円でございますが、これは会議出席者等負担金の執行残でございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次の43、44ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費で44万1,000円の増額補正を行うものでございます。これは、平成19年3月から人材派遣会社からの派遣社員1日当たり2名を市民課窓口業務に充てるため、1月分の経費について12節役務費の手数料を計上するものでございます。

○内海企画課長

次のページ、5項2目委託統計調査費41万8,000円の減額補正でございますが、その主なものは1節報酬41万2,000円で、これは工業統計ほか委託統計に係る調査員及び指導員報酬の確定に伴う減額を行うものであります。

● 3款 民生費

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

47ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は財源の組み替えでございます。

○松戸介護福祉課長

次、4目老人福祉費で279万5,000円の減額補正をするものでございます。

まず、おむつ支給事業に要する経費で116万6,000円の減額でございますが、これは当初見込みより31人程度減少する見込みによるものでございます。

次に、配食サービス事業に要する経費で81万3,000円の減額でございますが、これは当初見込みより延べ2,400食程度減になる見込みによるものでございます。

また、ひとりぐらし高齢者対策事業に要する経費で120万9,000円の減額でございますが、13節委託料で当初見込みより24台程度減になる見込みによるものでございます。

次の、老人福祉に要する経費で39万3,000円の増額でございますが、これは平成17年度高齢者福祉関係事業実績による県補助金の返還金でございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

6目福祉手当費で111万2,000円の減額でございます。これは特別障害者手当等でございますが、3カ月以上の長期入院や死亡等によりまして、受給者が5人ほど減少したことによるものでございます。

○鈴木国保年金課長

7目国民健康保険事業繰出金で 2,036万 7,000円の増額補正でございます。これは、国民健康保険特別会計繰出金でございます。保険基盤安定分繰出金などの確定によるものであります。

詳しい内容につきましては、国民健康保険特別会計で御説明申し上げます。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次のページをお願いいたします。

8目長寿社会対策基金費でございますけれども、これも先ほどの基金費と同様、資金運用上、利子の発生が見込まれるものでございます。

○松戸介護福祉課長

次の、9目介護保険対策費で 313万 9,000円の減額補正でございます。

まず、要介護認定事務に要する経費で 220万円の減額でございますが、包括支援センターの新設に伴い、非常勤保健師の募集をしたわけでございますが、当初応募がなく、採用が8月にずれ込んだことによる残額でございます。

次に、介護保険事業に要する経費で 41万 6,000円の増額ですが、これは介護保険特別会計の補正に伴い、一般会計からの繰出金を追加するものでございますが、詳細につきましては介護保険特別会計で御説明申し上げます。

次の、生活困難者に対する利用負担減免措置事業に要する経費で 79万円の減額をするものでございますが、まず、19節負担金、補助及び交付金で 124万 4,000円の減額ですが、これは社会福祉法人等の減免対象者が当初見込みよりも減少することが見込まれることによるものでございます。

次に、23節償還金、利子及び割引料 45万 4,000円の増額は、平成 17年度事業実績による県補助金返還金でございます。

また、訪問介護利用者負担の軽減対策事業に要する経費で 56万 5,000円の減額補正をするものでございます。19節負担金、補助及び交付金で 102万 2,000円の減額ですが、これは当初見込みより 6人ほど対象者の減少が見込まれることから、減額をするものでございます。

次に、23節償還金、利子及び割引料 45万 7,000円の増額は、平成 17年度事業実績による県補助金の返還金でございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

10目障害者福祉自立支援給付費で 549万 2,000円の減額でございます。

1の、福祉サービス費支給事業費の 12節役務費で 27万 5,000円の減額で、これは障害程度区分認定手続きの際の医師意見書作成費用分ですが、見込みの件数を 200件計上しておりましたが、半数の約 100件となりましたことによるものでございます。

19節負担金、補助及び交付金で 33万 8,000円の減額でございます。これは障害者認定審査会負担金で 94万 8,000円の減額で、塩釜地区 2市 3町で実施しております障害者認定審査会の開催数を 55回ほど見込んでおりましたが、開催数が 33回に減ったことによる減額でございます。

次の、社会福祉法人等利用者負担額軽減等事業費補助金では 61 万円の増額でございます。

これは障害福祉サービスの提供を行う社会福祉法人等が低所得者に対して利用者負担の軽減を行った場合に、その費用の一部を補助するもので、10 施設 18 名分を見込んでおります。

2 の、自立支援医療費支給事業費につきましては、20 節扶助費で 487 万 9,000 円の減額でございます。更生医療費の 1 件当たり給付額を 4 万 5,220 円で見込んでおりましたが、障害者自立支援法の制度改正の関係から、1 万 8,235 円の実績となったものでございます。

11 目障害者地域生活支援費で 349 万 8,000 円の減額でございます。

1 の、社会参加促進及び在宅福祉支援事業費の 13 節委託料で 304 万 8,000 円の減額。次のページをお願いいたします。知的障害者地域生活移行型施設機能強化事業業務委託の 84 万円につきましては、施設入所からグループホームへの移行をするための訓練事業で、当初は県の補助事業を活用する予定でありましたが、1 施設が補助制度を利用しなかったことによる減額でございます。

次の、障害児(者)レスパイト事業委託の 220 万 8,000 円につきましては、10 月からの制度改正によりまして、地域生活支援事業の日中一時支援事業として位置づけられたことによる減額でございます。20 節扶助費の 45 万円につきましては、知的障害者のグループホームの体験ステイ推進事業でございますが、利用者がいなかったことによる減額でございます。

2 の、コスモスホール管理運営に要する経費につきましては、小規模作業所に対する補助が、制度改正に伴いまして 9 月分までの半年分となったことによる財源の組み替えでございます。

○伊藤こども福祉課長

次に、53 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費で 772 万 5,000 円の減額補正でございます。これは児童扶養手当、特別児童扶養手当支給事務に要する経費の 20 節扶助費でございますけれども、児童扶養手当受給者の全部支給分と一部支給分の合計を、当初は延べで 6,481 名と見込んでおりましたが、6,324 人の実績見込みとなりましたことから、その差額を減額するものでございます。

次に、2 目保育運営費で 3,004 万 1,000 円の減額補正でございます。

1 の、あかね保育所指定管理事業に要する経費で 1,571 万 9,000 円を減額するものでございますが、これは 13 節委託料で、昨年 10 月 1 日から市が直接運営していることに伴いまして、保育に係る運営費等の支出がなくなったことによるものでございます。

なお、直営に係る管理運営費用については、市立保育所運営管理に要する経費に流用させていただきます。

次に、2 の、私立保育所運営費負担に要する経費で 1,432 万 2,000 円の減額補正でございます。これは 19 節負担金、補助及び交付金で、浮島、泉、大代保育園の計 3 施設の通常保育に係る運営費負担分について、今後の支払い見込みが立ったことから減額するものでございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

4 目心身障害児通園事業費で 115 万 2,000 円の減額でございます。これは「太陽の家」の園児及び職員等の給食の提供を業務委託しておりますが、健常児が定員に達していないことと、通園児の欠席等により、欠食数が当初予定より月平均で約 420 食減ったことによるものでございます。

○鈴木国保年金課長

5 目母子福祉費で 150 万円の減額補正でございます。これは、母子・父子家庭医療費助成金でございますが、前年度に比較いたしますと、4 月から 12 月までの実績は約 5.7%の減となっております。このような状況から減額するものであります。

○伊藤こども福祉課長

次に、6 目留守家庭児童対策費で 12 万 6,000 円の増額補正でございます。これは放課後児童健全育成事業に要する経費の 18 節備品購入費でございますが、寄附金を活用させていただきまして、留守家庭児童学級の備品を購入するものでございます。

ここで、恐れ入りますが、6 ページをお開きいただきたいと思っております。

債務負担行為の補正をお願いするものでございます。下の方の変更の表でございますけれども、一番上の欄でございます。すみれ学級プレハブ借上料で、昨年 8 月に建てかえをいたしました八幡小学校内のすみれ学級についてでございますが、変更前は、期間について平成 19 年度から 27 年度までとしておりましたが、建てかえ終了が 8 月でございます。それで 8 月からリース開始としておりますことから、期間について、19 年度から 28 年度までに変更をお願いするものでございます。

なお、限度額については変更ございません。

55 ページにお戻りいただきたいと思っております。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3 項 2 目扶助費で 3,117 万 1,000 円の増額でございます。本市における保護の状況は、平成 19 年 2 月 1 日時点では 321 世帯の 464 人になっております。今年度当初から 27 世帯の 39 人が増加しております。

その内容は、生活扶助で 2,216 万 3,000 円、介護扶助で 239 万 7,000 円、生業扶助で 47 万 5,000 円、保護施設事務費では 50 万円の減額となりますが、一方、住宅扶助で 1,238 万 8,000 円、教育扶助で 41 万円、医療扶助では 4,343 万円、出産扶助で 47 万 8,000 円の増額が見込まれますことから補正するものでございます。

● 4 款 衛生費

○岡田健康課長

次の、57、58 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 3 目予防費で 198 万 6,000 円の減額補正でございます。

これは 13 節委託料で、1 の、定期予防接種に要する経費、個別予防接種業務委託の減額でございますが、主なものといたしましては、副反応で中止となっております日本脳炎の予防接種の再開の見通しが立っていないことによる減額でございます。

○鈴木国保年金課長

4目老人保健事業費で1億1,180万4,000円の増額補正でございます。

まず、1、後期高齢者医療広域連合運営費で2,807万4,000円の増額補正でございます。13節委託料2,730万円は、後期高齢者医療システム構築業務委託料でございます。平成20年4月からの後期高齢者医療制度の創設に向けて、住基情報等提供システムや後期高齢者医療制度保険料徴収システム等の構築に係るものであります。

19節負担金、補助及び交付金77万4,000円は、宮城県後期高齢者医療広域連合負担金でございます。共通経費に係る負担金であります。

ここで、宮城県後期高齢者医療広域連合に係るその後の状況について御報告申し上げます。

まず、昨年12月に各市町村に提案されました広域連合設立規約案でございますが、全市町村において議決を得ることができました。

そのことを受けまして、広域連合事務局は平成19年1月12日に宮城県知事に対し、広域連合の設立申請書の提出を行いました。

その結果、2月8日に宮城県知事より広域連合の設立許可書が交付されまして、同日に開催された広域連合設立準備委員会総会により、宮城県後期高齢者医療広域連合が設立しております。

次に、2月16日に広域連合長の選挙がございまして、仙台市の梅原市長が広域連合長に選出されております。

それから、広域連合議会の件でございますが、統一地方選挙後の6月に、各市町村の議会の議員の皆様から選出された方々で組織して、第1回目の広域連合議会を7月に開催する予定となっております。

なお、広域連合の動向につきましては、機会をとらえまして説明会等を開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。一番上の4款1項後期高齢者医療事務電算システム構築事業におきまして、2,730万円の繰り越しであります。この電算システム構築等につきましては、広域連合とのテストが平成19年8月ごろに予定されておまして、最終的な完成は平成19年度になる見込みであるため、繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、58ページにお戻り願ひしたいと思います。

○岡田健康課長

次に、23節償還金、利子及び割引料で28万1,000円の増額補正でございますが、これは、2、健康教育に要する経費で、平成17年度老人保健費県負担金の確定に伴う返還金でございます。

○鈴木国保年金課長

3、老人保健特別会計繰出金で8,344万9,000円の増額補正でございます。これは、老人保健事業に係る繰出金であります。詳しい内容につきましては、老人保健特別会計で御説明申し上げます。

○岡田健康課長

次に、7目母子健康センター管理費で82万8,000円の減額補正でございます。これは13節委託料で母子健康センター施設耐震診断業務委託の執行残でございます。

なお、耐震診断の結果についてでございますが、委託先からの最終報告書は手元には届いておりませんが、評価機関である社団法人建築研究振興協会の評価書では、1階から3階までの全階とも、耐震判定指標を満足しているとの結果が出ているとのことでございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

次のページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費でございますが、補正額はございません。これは宮城東部衛生処理組合のごみ焼却場に搬入します事業系廃棄物処理手数料の減額に伴う財源の組み替えでございます。

● 7款 商工費

○武田商工観光課長

次のページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費で361万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、22節補償、補填及び賠償金で平成13年度に3件、それから平成16年度に1件、中小企業振興資金の融資を受けました計4件と、それから平成15年度に小口資金の融資を受けました1件が代位弁済されましたので、多賀城市と宮城県信用保証協会を取り交わしております損失補償契約に基づきまして、損失を補償するものでございます。

● 8款 土木費

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

次のページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費28節繰出金でございますけれども、土地開発基金繰出金でございます。これにつきましても、ほかの基金同様、資金運用上、利子の発生が見込まれるものでございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次の65ページをお願いします。

8款4項1目都市計画総務費で職員人件費129万7,000円の減額補正を行うものでございます。これは部内人事異動に伴い、都市計画課職員の定数が1名減員となったことによる職員人件費で、内容は、2節給料、3節職員手当、4節共済費、19節退職手当組合負担金のそれぞれの記載金額の合計でございます。

○佐藤建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、4目市街地開発事業費で3,920万6,000円の補正増をお願いするものですが、まず、職員人件費につきましては財源の組み替えでございます。

次に、連続立体交差事業費で県事業負担金3,816万円の増額ですが、これは国の街路事業の一環として、平成19年度予算の前倒しに伴い、通常費において事業費2億円が増額されたことによるものでございます。

また、当初予定しておりました県の単独事業費 1,000 万円につきましては、ゼロになったことによりまして、今年度の連続立体交差事業費は通常費で 5 億円、交付金事業で 1 億 6,700 万円の 6 億 6,700 万円となります。事業につきましては引き続き仮線工事等のほか、駅舎デザインの検討を進めていくこととしております。

次に、多賀城駅周辺地区整備事業費のまちづくり交付金につきましては、八幡橋の拡幅、隅切り工事を施工してございますが、基礎掘削におきまして、橋梁工事のときの矢板が埋め殺されていたことによりまして、仮設工事の変更を余儀なくされたことにより、工事費に不足が見込まれることから、組み替えを行いまして、工事請負費を 104 万 5,000 円増額するものでございます。

次に、多賀城駅周辺地区整備事業費の単独費で 297 万 6,000 円の増額でございますが、これは連続立体交差事業の仮線設置に伴いまして、留ヶ谷踏切の道路形状を変更しなければならぬということで、これは県からの補償費により工事を行うものでございます。

次に、土地区画整理事業費の単独につきましては、事業執行に伴い、見込みが立ったことによる減額でございます。

次に、恐れ入りますが 5 ページをお願いいたします。

2 表の 8 款 4 目都市計画費の一番下でございますけれども、多賀城駅周辺土地区画整理事業に係る単独費で 1,000 万円の繰り越しをお願いするものでございますが、これは、現在県が行っております、駅舎デザイン等検討委員会の設計に合わせた駅前広場等とするための委託費を繰り越すものでございます。

○小川道路課長

引き続き 5 ページをお願いいたします。

8 款 2 項道路橋りょう費でございます。市道留ヶ谷団地線道路改良事業で 1,030 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは、市道留ヶ谷団地線に隣接する宅地造成工事との工期調整により、道路改良事業の年度内完成が見込めないことから繰り越しをお願いするものでございます。

なお、事業完了は平成 19 年 9 月末を予定しております。

次に、4 項都市計画費でございます。留ヶ谷線道路改良事業で 860 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは買収者の移転先である代替地の使用が 4 月以降になるため、買収地内の建物の年度内解体が見込めないことから、繰り越しをするものでございます。

なお、事業完了は平成 19 年 10 月末を予定しております。

次に、大土手線道路改良事業で 1,390 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは、買収者の移転先地内にある建物の解体完了が 3 月末になるため、買収地内の建物の年度内解体が見込めないことから、繰り越しをするものでございます。

なお、事業完了は平成 19 年 12 月末を予定しております。

次に、水の入線道路改良事業で 1 億 3,450 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは、先行する下水道雨水幹線工事の遅延により、水の入線道路改良事業の年度内完成が見込めないことから、繰り越しをするものでございます。

なお、事業完了は平成 19 年 12 月末を予定しております。

次に、高崎大代線道路改築事業で 880 万円の繰り越しをお願いするものでございます。これは買収者の仮住居先の選定の遅延により、買収地内の建物の年度内解体が見込めないことから、繰り越しするものでございます。

なお、事業完了は平成 19 年 10 月末を予定しております。

○佐藤施設課長

次に、6 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正、追加の 2 段目、市有建築物保全システム管理業務委託でございますが、これは業務の開始時期が 4 月 1 日からとなりますので、今年度中に契約等の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

期間、限度額につきましては記載のとおりです。

業務の内容といたしましては、市有建築物の適切な保全を行うため、建物情報等のデータベース化を順次進めるためのものです。

次に、67 ページをお開き願います。

● 9 款 消防費

○伊藤交通防災課長

9 款 1 項 2 目消防施設費で 109 万 4,000 円の減額を行うものであります。

これは、1、消防水利維持費のうち 19 節負担金、補助及び交付金に係る減額で、既設防火水槽への給水管の設置費負担金でございますが、当初 4 基を予定しておりましたが、このうち 1 基、大代二丁目地内の防火水槽につきましては、今回予定していた水道管とは別ルートから給水管が既に整備されていたことが判明いたしましたことから、工事箇所数が 3 基に減りまして、あわせて工事金額も当初金額を下回りましたことから、この差額分を減額補正するものでございます。

次に、4 目災害対策費で 3 万 1,000 円の減額を行うものでございます。

これは、1、災害対策に要する経費のうち 13 節委託料 3 万 1,000 円を減額するものであります。防災行政無線電話設備保守点検業務委託の契約による執行残でございます。

ここで、大変恐れ入りますが、5 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費でございますが、9 款 1 項消防費におきまして、地域防災計画修正業務に係る経費 800 万 8,000 円の繰り越しをお願いするものでございます。

この地域防災計画の修正につきましては、宮城県に対しまして事前協議を行うこととなっておりますが、昨年 12 月 8 日に宮城県との打ち合わせを持ちましたところ、今年度は県内の市町村での日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進計画の作成、本市ではこれは地域防災計画の修正という形をとるわけではありますが、この計画の作成に伴いまして、複数の自治体から事前協議が提出されているということでありまして、協議にかなりの時間を要するため、平成 18 年度内での県知事承認は難しいとの見解が示されたものでございまして、これを繰越明許するものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、本業務完了につきましては、平成 19 年 7 月 31 日の予定でございます。

● 10 款 教育費

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

69 ページにお戻りをいただきたいと思います。

10 款 1 項 3 目教育施設及び文化施設管理基金費でございますけれども、これにつきましては、先ほど同様、利子の発生が見込まれるものでございます。

○相沢学校教育課長

71 ページをお開き願います。

10 款 2 項 1 目学校管理費で 1,922 万 9,000 円の増額補正をお願いするものでございます。まず、1 の、特殊学級在籍児童支援事業費で 95 万 7,000 円の減額をお願いするものでございますが、これは特殊学級への入級児童が減少したために、配置補助員が 1 名減となったための執行残でございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、2 の、耐震補強・改築事業費で 2,018 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。これは、さきに設立いたしました国の補正予算を受けまして、学校施設の耐震化を促進するため、山王小学校及び城南小学校の屋内運動場の耐震補強工事を行うもので、13 節委託料で耐震補強工事設定業務委託料といたしまして 420 万円、15 節工事請負費で 1,598 万 6,000 円でございます。内訳は、山王小学校が 1,170 万 2,000 円、城南小学校が 428 万 4,000 円でございます。

国の補正予算についての通知は 12 月末にあり、耐震化対策を行う学校を検討いたしました。が、国の補正予算に係る事業につきましては、繰り越しをした事業についてさらに平成 20 年度への再度の繰り越しは認められないため、設計を含めまして 19 年度に完了しなければならないことから、他の学校につきましても検討いたしました。が、2 校の屋内運動場の耐震補強工事を行うものでございます。

なお、財源につきましては、交付金のほか裏負担分に起債が充当され、償還金の一部が交付税に算入される予定となっております。

ここで、恐れ入りますが 5 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費ですが、一番下の行の山王小学校及び城南小学校屋内運動場耐震補強事業で、設計費、工事請負費の全額 2,018 万 6,000 円を繰り越しさせていただくものでございます。

○相沢学校教育課長

71 ページにお戻りいただきたいと思います。

2 目教育振興費で 38 万 8,000 円の減額をお願いするものでございます。

これは、1 の、要保護、準要保護に要する経費及び 2 の特殊教育就学奨励に要する経費とともに、事業費の確定見込みに伴う執行残の減額が主なものでございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

次に、3 目学校建築費で 2,793 万 1,000 円の減額をお願いするものでございます。これは旧校舎解体工事の完了に伴う執行残で、事務費といたしまして 11 節需用費で 128 万 9,000 円、15 節工事請負費で 2,664 万 2,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

ここで、恐れ入りますが 5 ページをお願いいたします。

第 2 表の、繰越明許費でございますが、一番下から 2 行目の多賀城小学校校舎改築事業で 2 億 2,132 万 3,000 円を繰り越しさせていただくものでございます。これは、2 期校舎の着工が旧校舎の解体後であるため、工事の出来高が前払い金額に達しないことから、記載の金額を繰り越しさせていただくものでございます。

○相沢学校教育課長

73 ページをお開き願います。

10 款 3 項 1 目学校管理費で 156 万 6,000 円の減額をお願いするものでございます。

まず、1 の、特殊学級在籍生徒支援事業費で 89 万 7,000 円の減額をお願いするものでございますが、これは特殊学級への入級生徒が減少したために、配置補助員が 1 名減となったための執行残でございます。

次に、学校教育課関係経費で 66 万 9,000 円の減額をお願いするものでございますが、これは教師及び生徒の検診の完了に伴う執行残の減額が主なものでございます。

2 目教育振興費は国庫支出金の減額に伴います財源の組み替えでございます。

○高倉文化財課長

4 目文化財保護費は 283 万 2,000 円を増額補正するものであります。

その主な要因は、1 の、仮称考古資料館施設整備事業費で、補助対象外となる電話設備と警備設備の設置業務委託料 46 万 2,000 円、附帯工事等の工事請負費 219 万 8,000 円などでございます。

2 の、文化財保護管理に要する経費は 6 万円を増額するものであります。その内容は、史跡管理員の退職に伴う報酬費として 16 万円を減額し、その対応としてシルバー人材センターへ維持管理の応援をお願いするため、委託料を 16 万円増額するものであります。

また、多賀城跡の公衆トイレ浄化槽修理に伴う修繕料として、6 万円を増額するものであります。

3 の、文化財の普及、啓発に要する経費は 6 万円を減額するものであります。これは多賀城市の歴史を学び、文化財に対する認識を深めていただくために、市民を対象として実施している歴史講座の講師謝金について不用額を減額するものであります。

○伊丹生涯学習課長

6 目図書館費は財源の組み替えでございます。

○高倉文化財課長

続いて、9 目埋蔵文化財調査センター費は 1,746 万 8,000 円を増額補正するものであります。

その内容は、発掘調査受託事業に要する経費で、主なものは発掘作業員の賃金等の賃金が 531万 1,000円、印刷製本費等の需用費が 258万 1,000円、次のページをお願いします。各種業務委託の委託料が 363万 8,000円、そして使用料及び賃借料が 541万 9,000円で、すべて執行残に伴う減額であります。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次の、10目生涯学習推進基金費でございますけれども、これも先ほど同様、利子の発生が見込まれるものでございます。

○伊丹生涯学習課長

次のページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費で 24万 3,000円の減額をするものでございます。これは19節負担金、補助及び交付金で第33回東北総合体育大会が終了したことにより、実行委員会運営交付金の執行残を減額するものでございます。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

次に、2目学校給食管理費で 100万 2,000円の増額補正を行うものでございます。

まず、職員人件費で 163万 1,000円の減額でございますが、これは今年3月末定年退職予定者1名が、12月末で退職したことにより、不用となった分の減額で、2節給料、3節職員手当、4節共済費、19節の退職手当組合負担金のそれぞれの執行金額の合計でございます。

○相沢学校教育課長

2目学校給食管理費で 100万 2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

これは職員人件費の減額のほかに、2の、給食調理に要する経費で 263万 3,000円の追加でございますが、昨年来の原油高騰のため、需用費におきまして電気、ガスの光熱水費の増額と各学校の年間給食回数の確定見込みによりまして、小学校で 2,035食分、中学校で 3,915食分の食材発注の追加によるものでございます。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

恐れ入りますけれども、6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、追加の表中、2番目の市有建築物保全システム管理業務委託につきましては、先ほど施設課長から御説明申し上げたところでございます。

1番目の、自家用電気工作物保安管理業務委託につきましては、複数年契約を締結するため、また、3番目の単年度契約事務に係る各種業務委託等と、次の単価契約に係る各種業務委託等につきましては、業務等の開始期日が新年度当初からとなりますので、今年度中に契約等の事務手続処理を開始するために、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

これらの内訳につきましては、資料3の44ページに記載をいたしておりますので、御参考に願いたいと思います。

次に、変更の表でございますが、すみれ学級プレハブ借上料は、先ほど子ども福祉課長から御説明申し上げたところでございます。以下、複写機印刷機借上料から各種保守点検業

務委託までにつきましては、複数年契約を締結するために、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

これらの内訳につきましては、資料 3 の 48 ページに記載をいたしておりますので、御参考に願いたいと思います。

以上、債務負担行為に係る予算措置につきましては、新年度以降の各年度予算に計上させていただくものでございます。

以上で歳出の説明は終わらせていただきます。

○相澤委員長

ここで休憩に入ります。再開は 11 時といたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 00 分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

● 歳入説明

○相澤委員長

次に、歳入説明に入ります。

関係課長から順次説明を求めます。

● 1 款 市税

○坂内税務課長

歳入について御説明いたします。

まず、市税について、よろしく願いいたします。

11 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目個人市民税の現年課税分でございますが、2,617 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

初めに、均等割でございますが、当初、対象人員 2 万 7,908 人と見込んでおりましたが、

11 月末現在の調定実績、それから今後の徴収見込額を踏まえまして、対象人員を 2 万 9,661 人と見込みまして、520 万 6,000 円を増額補正するものでございます。

次に、総合課税による所得割でございますが、当初予算におきましては、景気の動向それから課税状況調べの総所得金額の推移などを勘案し計上いたしましたが、当初予算より所得の伸びが見られましたので、11 月末の調定実績、22 億 5,000 万円程度なのですけれども、と今後の収入見込額を推計しまして、増額補正するものでございます。計上済額 22 億 2,512 万 9,105 円と、収入見込額 22 億 4,609 万 8,152 円の差額 2,096 万 9,000 円を

増額補正するもので、個人市民税現年課税分合計が 2,617 万 5,000 円ということになります。

次に、2 目法人市民税でございますが、現年課税分として 556 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

初めに、均等割額ですが、当初見込み法人数 1,226 法人と 11 月末までの申告法人数 1,171 法人を比較いたしまして、55 法人の減少が見られましたので、均等割額としまして 555 万円の減額補正をするものです。

次に、法人税割ですが、1,111 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。これは、当初予算におきまして平成 17 年度当初予算比 6.9%増を見込んでおりましたが、11 月末までの申告状況を見ますと、一部企業において増収が見込まれ、11 月末の調定実績 3 億 4,853 万 4,000 円と今後の収入見込額を推計しまして、収入見込額 3 億 7,880 万 2,074 円、計上済額 3 億 6,768 万 7,948 円との差額 1,111 万 4,000 円を増額補正し、次の 13 ページになりますが、均等割額、法人税割額合わせまして 556 万 4,000 円を増額補正するものでございます。

次に、2 項 1 目固定資産税でございますが、現年課税分で 2,900 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

初めに、土地でございますが、1,341 万 3,000 円の増額補正を行うものでございます。これは平成 18 年度の税制改正によりまして、固定資産税の負担調整措置が変更されたことにより、増額補正を行うもので、負担調整措置の変更につきましては、平成 18 年 6 月議会で専決処分の承認をいただいております。6 月議会で増額補正を行うことも検討しましたが、家屋・償却資産などの税額の変更なども予測されたことから、今回補正予算として計上したものです。

次に、家屋でございますが、予算見込み後に、見込んでいなかった家屋の滅失や完成見込みだったものが完成しなかったことなどにより減額補正するもので、収入見込額を 13 億 7,981 万 7,214 円と見込みまして、計上済額との差額 686 万円を減額補正するものでございます。

次に、償却資産でございますが、2,244 万 9,000 円を増額補正するものでございます。これは、当初見込み予算と比較しますと、機械及び装置等の申告額が前年度に比べ 8.3%の増、税額で約 2,200 万円増加したことなどから、企業などの設備投資の影響と見ておりますが、収入見込額 6 億 1,423 万 8,693 円と見込みまして、計上済額との差額 2,244 万 9,000 円を増額補正するものでございます。

土地、家屋、償却資産は、合わせまして総額 2,900 万 2,000 円の増額補正を行うものでございます。

次に、3 項 1 目軽自動車税ですが、現年課税分で 187 万 6,000 円を増額補正するものです。これは原動機付自転車や軽自動車の登録台数が当初見込みより増加したことに伴うもので、原動機付自転車、これは軽自動車及び小型特殊、それから二輪の小型自動車などが主なもので、それぞれ収入見込額を推計し、計上済額との差額を増額補正するものです。

次に、4 項 1 目市たばこ税の現年課税分で 1,488 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成 18 年度の税制改正による税率の変更によるものや、手持品課税が主なものでございまして、11 月末の調定額、旧 3 級品の紙巻きたばこを除く製造たばこが 2 億 8,029 万 8,170 円、それから手持品課税分が 131 万 1,570 円という状況で、今後のたばこの売り渡し本数等を過去の実績などから勘案しまして、次の 15 ページになり

ますが、旧3級品の紙巻きたばこを除く製造たばこで1,258万6,000円、手持品課税で229万9,000円、合わせまして1,488万5,000円を増額補正するものです。

次に、6項1目都市計画税の現年課税分ですが、これは先ほど説明いたしました固定資産税の土地、家屋の補正に伴うものでございまして、土地につきましては収入見込額を3億4,704万3,422円と見込みまして248万6,000円の増額、家屋につきましては収入見込額を3億448万2,660円と見込みまして、183万4,000円の減額となり、合わせまして65万2,000円を増額補正するものでございます。

- 3款 利子割交付税
- 4款 配当割交付金
- 5款 株式等譲渡所得割交付金

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

次の、3款1項1目利子割交付金、それから4款1項1目配当割交付金、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございますけれども、これは県から確定通知が参りましたので、計上済額との差額を補正させていただくものでございます。

これらにつきましては、平成15年度税制改正によりまして、いわゆる貯蓄から投資への誘導政策が進められたことによりまして、利子から株式等の配当金や株等の譲渡所得への移動があったことを反映したものであるというふうに考えておるところでございます。

- 13款 使用料及び手数料

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次の17ページをお願いいたします。

13款1項2目3節太陽の家利用料で43万9,000円の減額でございます。これは健常児の在園児童が定員より月平均で7人ほど下回ったことによるものでございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

2項2目2節清掃手数料で445万円の減額補正でございます。これは事業系廃棄物処理手数料で、当初7,300トンの搬入を見込んでおりましたが、365トンの減量が見込まれるための減額でございます。

- 14款 国庫支出金

○伊藤こども福祉課長

14款1項1目民生費国庫負担金で1,370万5,000円を増額補正でございます。

まず、3節児童福祉費負担金で257万5,000円の減額補正でございますが、これは児童扶養手当支給に係る国の負担分でございます。歳出で計上している金額772万5,000円の3分の1相当額でございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

4節生活保護費負担金で1,940万3,000円を増額でございます。これは保護費の支給額を増額したことによるものでございます。

5 節特別障害者手当等負担金で 83 万 4,000 円の減額でございます。次のページをお願いいたします。これは受給者の死亡等により、5 名ほど減少したことによるものでございます。

○鈴木国保年金課長

6 節保険基盤安定負担金で 15 万円の増額補正でございます。これは保険者支援分の 2 分の 1 の国庫負担金でございます。金額の確定により計上済額との差額を増額するものであります。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

7 節障害者福祉費負担金で 243 万 9,000 円の減額でございます。これは更生医療費を減額したものでございます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

3 目 2 節安全・安心な学校づくり交付金で学校施設耐震化事業費交付金として 621 万 7,000 円の増額をお願いするものでございます。これは歳出でも御説明いたしましたように、国の補正予算を受けまして、山王小学校及び城南小学校の屋内運動場の耐震化事業を行うための交付金でございます。

なお、安全・安心な学校づくり交付金は、平成 18 年度から国庫補助負担金の整理合理化等によりまして、義務教育諸学校施設費国庫負担法の改正により交付金化されたものでございます。

○内海企画課長

2 項 1 目 1 節市街地再開発事業費等補助金で 10 万円の減額補正でございますが、歳出のところでも説明しましたとおり、補助事業に係る委託料の決定に伴いまして、補助金額を減額するものでございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2 目 6 節障害者福祉費補助金で 50 万 3,000 円の減額でございます。次の 22 ページをごらん願います。これは障害者認定審査会負担金及び障害程度区分認定手続きの際の医師意見書作成費を減額したことによるものでございます。

○相沢学校教育課長

4 目教育費国庫補助金で 60 万 2,000 円の減額をお願いするものでございます。

1 節小学校費補助金で 46 万 7,000 円の減額でございますが、これは要保護児童就学援助費補助金、要保護児童医療費補助金及び特殊学級児童就学奨励費補助金は、それぞれ要保護児童及び特殊学級児童に係る補助金でございます。補助金の交付率及び対象児童の確定見込みによるものでございます。

2 節中学校費補助金で 13 万 5,000 円の減額でございます。これも要保護生徒及び特殊学級生徒に係る補助金でございます。補助金の交付率の確定見込み及び対象生徒の確定見込みによるものでございます。

○鈴木国保年金課長

5 目衛生費補助金 1 節老人医療費補助金で 521 万 6,000 円の増額補正でございます。これは後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金でございます。歳出で御説明申し上げます。

した後期高齢者医療システム構築業務に対する補助金であります。次のページをお願いいたします。補助金の算出は、基本額に人口割を加算した金額の2分の1であります。

● 15款 県支出金

○鈴木国保年金課長

15款1項1目民生費県負担金で146万円の増額補正でございます。

まず、3節保険基盤安定負担金で241万4,000円の増額補正でございます。これは保険税軽減分の4分の3と保険者支援分の4分の1の県負担金でございます。金額の確定により、計上済額との差額を増額するものであります。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

5節障害者福祉費負担金で95万4,000円の減額でございます。これは更生医療費を減額したことによるものでございます。

○内海企画課長

次の、総務費県補助金で、3節市街地再開発事業費補助金につきましては、先ほど国庫補助のところでお説明しましたように、補助事業に係る委託料の決定に伴いまして、県からの補助金を減額するものでございます。

同じく、次の市町村振興総合補助金579万9,000円の減額補正を行うものでございますが、これは障害者自立支援法の施行に伴いまして、本補助制度の対象事業としておりました心身障害者通所援護事業ほか4事業が対象外となったことにより、減額を行うものでございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2目3節知的障害者福祉費補助金で135万円の増額でございます。これは市町村振興総合補助金に位置づけられていたものですが、制度改正に伴い、心身障害者通所援護事業費補助金として別枠の補助となったものでございます。これは4月から9月分までの半年分の補助金でございます。

○松戸介護福祉課長

次のページをお願いいたします。

4節老人福祉費補助金で151万8,000円の減額補正をするものでございます。これは、介護保険施行時ホームヘルプ利用の低所得者経過措置費補助金で76万7,000円の減額及び介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費補助金で75万1,000円の減額でございますが、歳出で御説明いたしましたとおり、事業費の減額による計上済額との差額を減額するものでございます。

○鈴木国保年金課長

5節児童福祉費補助金で132万8,000円の減額補正でございます。これは母子父子家庭医療費補助金でございますが、昨年12月に補助金の申請が完了しておりまして、その交付申請額であります。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

6 節障害者福祉費補助金で 45 万 7,000 円の増額でございます。これは社会福祉法人等利用者負担額軽減等事業費補助金で、国 2 分の 1、県 4 分の 1 の間接補助でございます。

8 節精神障害者福祉費補助金で 67 万 5,000 円の増額でございます。これは市町村振興総合補助金に位置づけられていたものですが、制度改正に伴い、精神障害者通所授産施設等運営費補助事業費補助金として別枠の補助となったもので、4 月から 9 月分までの半年分の補助金でございます。

○内海企画課長

次の、3 項 1 目 1 節総務管理費委託金で 3 万 3,000 円の増額補正を行うものでございますが、これは県政だよりの配布世帯数の増加に伴い、委託金が増加したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 節統計調査費委託金の 42 万 7,000 円の減額補正でございますが、これは工業統計調査ほか委託統計調査等に係る委託金の確定によるものでございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

4 目 1 節社会福祉費委託金で 4 万 2,000 円の増額でございます。これは国が障害者福祉雇用施策の一層の推進を図るための基礎資料として行った実態調査に対する委託金でございます。

● 16 款 財産収入

○鈴木総務部次長 (財政担当)(兼)財政課長

次の、16 款 1 項 2 目利子及び配当金でございますが、説明欄記載の各基金の利子が増額となるものでございます。原因につきましては、先ほど歳出で御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

● 17 款 寄附金

○鈴木総務部次長 (財政担当)(兼)財政課長

次のページをお願いいたします。

17 款の寄附金でございます。1 目一般寄附金においては 10 件、53 万 6,000 円、それから 3 目社会福祉事業費寄附金では 10 件、42 万 7,000 円、4 目都市緑化推進事業費寄附金では 1 件 3 万 2,000 円、5 目教育費寄附金では 1 件 5,000 円の御寄附をいただきましたので、歳入として計上させていただくものでございます。

● 18 款 繰入金

○鈴木総務部次長 (財政担当)(兼)財政課長

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、2,482 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。これは歳入歳出の各項目で説明しております各事業における一般財源の過不足調整によるものでございます。

これによりまして、補正後における財政調整基金の残高でございますけれども、8 億 8,401 万 7,000 円となるものでございます。

3目長寿社会対策基金繰入金で 318万 8,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは説明欄記載の各充当事業で減額となったことによるものでございます。

なお、補正後の長寿社会対策基金の残高でございますけれども、1億 8,840万 2,000円となるものでございます。

6目教育施設及び文化施設管理基金繰入金で 1,263万円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、説明欄記載の各充当事業において増減があったことによるものでございます。

なお、補正後の教育施設及び文化施設管理基金の残高でございますけれども、11億 1,436万 8,000円となるものでございます。

● 20款 諸収入

○高倉文化財課長

続いて、20款3項3目教育費受託事業収入でございますが、1,746万 8,000円を減額するものでございます。これは歳出でも御説明をいたしましたように、埋蔵文化財発掘調査受託事業の減によるものでございます。

○伊藤こども福祉課長

次に、4項2目過年度収入で 11万 2,000円の増額補正でございます。これは国費過年度収入で、平成17年度保育所運営費国庫負担金の精算の結果により、国から入るものでございます。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

次の、3目雑入で 251万 4,000円の減額補正でございます。

1節総務管理経費負担金でございますけれども、これは企業会計に属する事務処理につきまして、事務の効率性を高めるため、一般会計側で共同処理を行うこととなる電子計算機関係業務であったり、職員給与計算等の人事管理業務、それから契約関係事務、工事検査業務、会計事務等の事務経費につきまして、各々の事務量に案分をいたしまして、水道及び下水道の各企業会計に負担を求めるものでございます。本年度の実績見込みによりまして、42万 5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○相沢学校教育課長

5節学校給食費実費徴収金で 163万 8,000円の増額をお願いするものでございます。これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、各学校の年間給食回数の確定見込みによりまして、小学校で 2,035食分、次のページをお開きください。中学校で 3,915食分の給食費実費徴収金を追加するものでございます。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

6節公園墓地使用許可譲渡料で 1,170万円の減額補正でございます。これは七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑使用許可譲渡料で、当初 30区画の譲渡を見込み計上しておりましたが、需要が少なく、当初を下回る見込みとなったため減額するものでございます。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

7 節 1 の生活保護費返還金で 529 万 9,000 円の増額でございます。これは遺族年金等の遡及分及び交通事故による損害賠償金など 36 名分の返還金でございます。

2 の、太陽の家給食代負担金で 115 万 2,000 円の減額でございます。これは園児の欠員及び欠席等のため、見込みより月平均で 420 食分ほど下回ったことによるものでございます。

○小川道路課長

次に、3 の、市道留ヶ谷線付替工事補償金の 297 万 6,000 円につきましては、歳出でも御説明申し上げましたとおり、連続立体交差事業に伴う仮線工事で、市道留ヶ谷線の道路線形を変更する必要があることから、これに伴う県からの補償金でございます。

● 21 款 市債

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

21 款 1 項 2 目 1 節都市計画債で 5,770 万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄記載の、1、街路事業債(1)県事業（鉄道高架）負担金でございますが、国の補正に伴う県事業増額分 2 億円につきましては、地方負担となる全額が補正予算債として起債措置されますので、多賀城市負担となる 4,240 万円を増額するほか、同事業における臨時交付金事業の多賀城市負担分につきましても、臨時地方道整備事業債として 1,530 万円発行できる見通しとなりましたので、計上済額との差額を補正するものでございます。

次に、3 目教育債でございますが、1 節小学校債で 150 万円の増額をお願いいたします。

説明欄 1、多賀城小学校校舎整備事業債につきましては、先ほど教育費国庫補助金で教育部次長が御説明申し上げましたように、事業費が確定いたしましたので、関連する起債の額にも変更が生じたので、当初計上額との差額 1,240 万円を減額するほか、2 の、学校施設整備事業債として山王小学校、城南小学校の屋内体育館の耐震改修に要する経費の地方負担分が、全額補正予算債として措置されますので、1,390 万円を増額するものでございます。

ここで、7 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正でございますが、補正前の起債総額 15 億 6,550 万円に対しまして、補正後の起債総額を 5,920 万円増額いたしまして 16 億 2,470 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○相澤委員長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくために、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られること、質疑においては自分の意見や要望はできるだけ述べないこと、以上の点について再確認をしておきたいと思っております。

また、質疑については、1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○相澤委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。

○小林委員

まず一つは、20ページです。学校の耐震の関係なのですが、安全・安心な学校づくり交付金というのがありまして、先ほど簡単にちょっと説明されたのですが、もうちょっと、この制度を、つまりどういうふうなことでなっているのか、もうちょっと詳しく説明していただきたいというふうに思うのですがいかがですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

これまでの学校施設整備補助金負担金につきましては、それぞれ事業ごとに分かれておりました。その事業といたしますのは、新築・増築事業、改築事業、耐震補強事業、大規模改造事業、屋内教育環境施設整備事業、それぞれの個々の事業ごとに分かれておりましたが、これらを国の補助金の、国庫補助金あるいは負担金の整理統合化によりまして、これらについて改築、耐震補強、大規模改造につきましては設置者の自由な裁量によりまして、それぞれの事業間の流用などが可能というようなことで、平成18年度からこの制度が変わったわけでございます。

○小林委員

それで、自由な裁量だと。そうすると、一定の多分枠か何かが決められたということなのですか。

そうすると、平成18年度の年度内ということで、その山王小学校と城南小学校だと。

そうすると、今後、ここだけではないわけですから、それについては、そういう今のような考え方で進めていくというふうに見てよろしいのかどうなのか、その点はいかがですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

この安全・安心な学校づくり交付金の事業につきましては、それぞれ年度ごとに交付申請をいたしまして、行っていくということでございますので、次年度以降の学校などにつきましては、それぞれの計画を提出いたしまして、それぞれ行っていくということでございます。

今回、山王小学校、城南小学校の屋内運動場につきましては、この事業間での流用が可能というようなことでございます。

○小林委員

そうすると、今後のことを考えると、問題は、財政規模というのですか、その枠がどのくらいで、どのくらいのことができるかと。やはり耐震というのは緊急の課題ですから、そういう点で見るときに、ここの市内の小中学校はいっぱいあるわけで、それに対してどう

対応するかといったときの、この制度の財政規模はどのくらいの範囲、その点はいかがですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

今回の国の平成 18 年度補正予算では、1,136 億円の全体の総枠が確保されているということでございます。

なお、平成 19 年度につきましても、同じように同規模程度 1,140 億円の国の予算が確保されておるということで、国では緊急的に学校施設の耐震化を促進するという観点から、18 年度の補正予算で対応できるものについては、19 年度までの繰り越し前提ではありますけれども、できるだけ掘り起こし、前倒しというような形で事業をしまして、学校施設の耐震化を進めてほしいということが、12 月末に県の方から通知が来ているわけでございます。

それを受けて、多賀城市の方ではいろいろ学校施設の耐震化を検討いたしまして、山王小学校と城南小学校について耐震化を進めるということでございます。

○小林委員

わかりました。では、あとは歳出にかかわる問題ですから。

それから、二つ目は、28 ページの、県の委託金の関係で、先ほどちょっと説明がよくわからなかったのですが、特に 28 ページの、身体障害児(者)等実態調査委託金とありますが、これは市内の身体障害者の状況を調べたということですか。

そういう報告というのは、そうするとあるわけですね。こちらにもあるというふうに見てよろしいわけですか、いかがですか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

この調査は、市内の 4 地区、4 行政区を県の方から指定されまして、下馬地区と丸山地区、八幡地区、浮島地区の 4 地区でございます。

その 4 地区の中で、全体調査件数が 167 世帯を指定されてきまして、その調査をした中で、実際にそこに居住されております障害者の世帯ですか、人数と申しますか、人数がちょうど 167 世帯のうち 12 人ほどいらっしゃいました。

その 12 人につきまして、身体の方、精神の方、身体が 11 名、精神障害の方 1 名が居住されていたということでございます。

その調査の項目はですけれども、障害の種類、程度、それからその障害になった原因とか傷病名、それから家族状況とか、あと手帳の所持状況をも調査ということなんです。

それから、あと、住宅の居住の状況とか、それから障害者が福祉サービスをどのように利用されているかということを一応調査されております。

それから、精神につきましては、就業調査、以前勤務していたかどうかというような調査も行っております。

○小林委員

わかりました。そうしますと、障害者全体の全容ということではなくて、サンプリングをして、どういう問題があるかというそういうふうな調査なわけですね。そうですか、わかりました。

これで全体がわかるのかというふうに思ったものですから、本当は、もちろんそのサンプリングをして、そういった実態に応じて、どういう問題があるのかということとを説明すること自体も大切な問題だと思いますが、もう一つ、やはり全市的にこの市内の悉皆調査というのでしょうか、そういうところでどうなっているかという、これ自身も私は必要だというふうに思っていますが、そうですか、わかりました。それはそれでおいおいまた別のところで伺っていきたいと思います。わかりました。

次は、31 ページ、この諸収入の関係でございますが、たしか今年度は住民検診、1,300 円いただきましたね。あのお金はここに入らないのですか、どこに入るのですか。

○岡田健康課長

補正としては特にございませんので、ここには掲載はしておりません。

○小林委員

そうすると、補正をしていないということで、当初の範囲ぴったりだったというふうに見ていいのか。決算ではないですからあれですが、大体どのくらいだったのかと。当初予算との関係でいくとどうだったのですかということをお聞きしたいのですが、その点はいかがですか。

○岡田健康課長

どういう御質問か、ちょっと……。

○小林委員

予算で見積もりましたね。予算で見積もったわけですから、それと実際の乖離はあったのですかどうですかということです。あれば多分補正するのではないかと思ったものですかから伺ったわけです。

○岡田健康課長

済みません。今回は補正なものですから、ちょっと資料を持ってきていないのですけれども。

○藤原委員

今の答弁ですが、ちょっとまずいのではないですか。実績として変動がなかったんで、要するに、当初予算のとおり受診者がきちんとあったので、補正をやる必要がなかったのだというのであれば、それはそれでわかるのです。補正をしないから計上されていないというのは、それは当たり前の話なので、ですから、肝心のその当初見積もりの受診者というのですか、それは大体予測どおり受診があったのですかという質問なのですけれども、もしあったのであれば、補正予算をしなかったから補正予算がないのではなくて、変動があったのであれば補正予算をすべきではないかというのが、小林委員の質問なのです。（「持ってきていないのでわかりませんか」の声あり）

手元にないということですから、それはそれでしょうがないのですけれども。

ただ、補正すべきものを補正しておかないで、決算で、「実は大幅に減っていました」というのは、これは都合が悪いですよ。やはりきちんと補正すべきものは補正しなければいけないと私は思うのです。

それで、一般会計の質疑は午後までかかるので、昼休み時間にでも資料をお願いをしたいと思います。

○岡田健康課長

済みません。ちょっと質問の意味がわからなくてあれだったのですけれども、申しわけありません。

平成 18 年度の受診者の数としては 5,300 人を考えておりましたけれども、実績では 4,510 人の実績がございます。

○藤原委員

それは補正をする範囲内ではないのですか。どうなのですか。何といいますか、いや、そのぐらいの差があったのであれば、当然補正予算計上をすべきではないかと。それとも、何万円以内は補正はしないことになっているのだというような、財政上の決まりでもあるのかと。その割には数万円の補正も出ているのですね。部長でいいですから、部長で。

○板橋保健福祉部長

私もちょっと今資料を持っていませんので、昼休みにちょっと調べまして、午後 1 番で報告させていただきます。

○藤原委員

それから、12 ページなのですけれども、法人の均等割、法人数が 55 法人減ったと。ちょっと私の単なる記憶違いかもしれないのですが、法人数だけはずうっとふえていたような気がするのですけれども、法人税割は、なかなかやはり営業成績がそのまま反映するので、このふえたり、減ったりというのがあるのですけれども、法人数自体は、何か多賀城はずうっとふえていたような気がしていたのですけれども、55 法人が減ってしまったというのは、今、どういう傾向に多賀城があるのかということなのですか、その辺説明をいただきたいのですが。

○坂内税務課長

55 法人というのは、法人の設置届、それから廃止届、そういったものを見まして、一応 55 法人が減っていると。これは年度ごとに乖離もあるものですから、ふえたり減ったりというのは通常起こっておる状況でございます。

○藤原委員

ですから、55 法人減ったのはわかっているのです。先ほどから説明を受けていますから。傾向とかそういうのは何かつかんでいないのですかということです。どういう分野でいっぱい減っていると、小さいところがやはり減っていると、そういうのは何か税務課としてはつかんでいないのですかということなのです。

○坂内税務課長

集計はある程度とっておりますが、どういったところが減っているかといいますと、小売卸業ですね。平成 18 年度は結構いろいろ伸びてきているのですが、そういったところの廃

止とか、そういうものが多目になっています。増加したり廃止したりというのは、月に20件くらい出てきております。それから資本金の変更ということで、これは減という格好になっていますが、資本金も変更になりますと、そのクラスからまた下の方にいって、なかなか資本金が上がるというのはまずないものでして、特にこの300万円などという大きなところになりますと、資本金の減ということで、また下のというか、その均等割額の少ない方の法人の方に部類が入ってくる関係とか。

多賀城市内は営業者がいろいろございますけれども、間違っ、例えば多賀城に従業員がおりますけれども、本来は仙台市に申請する者が、多賀城市の方に申請になっていたりと、そういったこともございます。

ですから、いろいろございまして、この法人の増減の内容なのですが、1号法人では、1社増、それから2号法人では1社が減になっていると。それから、3号法人でも5社が減、これは自動車会社などですが、これをトータルして先ほどの55の減という格好になっております。

○藤原委員

それから、34ページ、土木債なのでございますけれども、これはいわゆる鉄道高架事業の県事業負担金の分で、起債が使えるようになったということだと思っております。これによって、一般財源の負担分は幾らぐらい軽減されたのかということと、それから、これは今後も使えるものだというふうに理解をされているのかということと、それから、もう1点は、やはりその平成23年の鉄道高架が終了するまで、やはり一般財源負担がどういう負担でいくのかというのを、これまでも何度か説明を受けているのですが、最新のデータとしてどういう見込みになっているのか。多分こういう土木債が使えるようになったということは、恐らく一般財源もある程度減らすことができるのではないかとこの予想があるのですけれども、その23年までの一覧表をちょっと資料で出していただきたいのですけれども。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

まず起債の関係でございますけれども、これは国の、国税収入がふえまして、国の方で平成18年度でいわゆる大型補正と言っておりますけれども、それで補正予算を組みました。その財源として、多賀城のその連続立体交差事業にも通常事業費として2億円が配分されたということでございます。

それで、補正予算につきましては、先ほど御説明もいたしましたけれども、地方負担分については補正予算債として100%起債が使えるということになってまいりました。それは結果的には、国の補正予算を受けた場合には、補助金と起債とで全部金が賄えると。ですから、今、藤原委員がおっしゃられたように、一般財源からの持ち出すものはなくなるということになってまいります。

とすると、この中のもう一つの要素でございますけれども、この連続立体交差事業の中のもう一つのお金の種類の要素として、臨時交付金事業分が入っております。これについては1億6,700万円ほど事業費としてございますけれども、それらについては、臨時交付金事業ですから、地方負担分となるものについては、基本的に起債措置はございません。ございませんですけれども、特例的な扱いとして臨時地方道路整備事業債、これは、それぞれの地方公共団体の過去3年間の建設単独事業費の伸びを見て、その伸びよりもふえた分、過去3年間の伸びの平均値、過去3年の平均よりもその年が余計に地方単独事業、道路事業、街路事業をやった場合には、その分について起債が措置されるという制度がございます。

今回はその分が平均値よりも 1,500 万円ほどふえたということがありまして、その二つの面の起債を合わせて、今回の補正として上げさせていただいたということでございます。

それとあわせて、平成 23 年度までの財源見通しということでございますけれども、前に、議会の方にお示しをいたしましたのは、通常の制度、通常の補助金であったり、通常の起債の制度ということで見込んで、推計をしてお示ししております。

ですから、各年度、各年度、これは前の議会でも、多分藤原委員からだと思っておりますけれども、いわゆる一般財源の節減のために、ほかのよそからの金が取れないのかというお話がございましたけれども、それらも含めて、一つの努力の成果というふうに見ていただいてもありがたいところだと思います。

したがって、特例的な扱いになりますので、推計としてやはり特例は見込むべきものではないだろうということで、その辺の推計は今のところいたしておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○藤原委員

今まで、その駅前開発担当ではどういう説明をやってきたのかというと、私が言っていたのは、鉄道高架自体ももう 50 年、100 年と使える施設なのだと。だから何も今の人だけが負担する必要はないのだと。起債が使えるのなら使った方がいいのではないかというふうに言っていました。

ところが、まちづくり何とか交付金事業などというのは、起債が余り使えないので、どうしても一般財源がふえざるを得ないのだという説明だったと思うのです。今まで。

ですから、多分、今までの経過からすると、そうではなくて、その起債が使えるようになったのだと思うのです。これはことし限りなのか、それとも、やはり平成 23 年の事業が終了するまで、ある程度こういう土木債をずうっと使っていけるものなのか、その辺の見通しはどうなのかということです。

それから、資料の件で言うと、それは平成 23 年まできちんとした予測はそれはできないかもしれないかもしれません。ただ、現時点で見込める見込みはどうなのだと。この辺はまず大丈夫だけれども、例えば 20 年度からここまではちょっと不確定な要素もあるのだけれども、こういう一般財源の支出予定だというぐらひは、ちょっと資料を出してもらいたいのですけれども、どうですか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

ただいまの連続立体交差事業の事業費起債の措置でございますけれども、今おっしゃられましたように、当初、市としても期待をしたのは、通常の補助事業で連続立体交差事業を展開される。通常の補助事業であれば、2 分の 1 が国の金、国費、そして残りの地方負担となる分も、まあ 55% は起債が措置されます。地方負担分といっても、県と市の割り勘で、市の分は 1,720 万円ということになりますけれども、地方負担分についても 55% の起債がつきます。

それと、これも制度的に、必ずということはいえませんが、通常補助事業の起債のいわゆる未充当部分ですが、55% の起債を充てて、残りの 45% 分の起債が当たっていないところがありますけれども、それについては、大体 3 月に調整債というまた別な起債の措置がされて、結果的には余り一般財源の持ち出しをしなくて済むという形になってきております。

ただ、ちょっと残念なことには、今おっしゃられましたように、臨時交付金事業、別なお金の種類があてがわれてきて、その分が多賀城市にもその負担が来ているということになりますので、それは制度上、その裏部分については、地方負担分については起債の措置がされていないという制度になっております。ただ、これも、先ほど申し上げましたように、ただ、とはいいながら、全部その一般財源で補うというのはなかなか大変なものですから、地域再生事業債であったり、ただいまのその臨時地方道路整備事業債であったり、ほかの起債を何とか取れないかということの努力はさせていただいております。

今おっしゃられたように、連続立体交差事業も、「できたら50年は使うのだ」と言われても、確かにおっしゃられるとおりなのですけれども、それに見合うような、使える起債措置がなければ、使えないということも一つの実態でございます。その辺のところをひとつ御理解いただきたいと思います。

それから、その時点、その時点での推計というお話でございましたけれども、我々は事務的には用意はさせていただきますけれども、ただ、これも、今、県の事業として予定はしておりますけれども、年度末までに果たしてその予定の事業量が実施されるのかどうか、ある意味では、決算を待たないと事業費が確定しないという状況もございますので、余り経過の数字がふわふわ動くような段階でお渡しするのはどうだろうかということもございまして、今回ちょっと用意をしていないということでございます。御理解いただけませんかでしょうか。

○昌浦委員

三つ質問したいと思います。

まず、12ページの、先ほど藤原委員がいろいろお聞きしたことに関連なのですけれども、いわゆる個人市民税、法人市民税が補正増になっておるのですけれども、一体これは多賀城が市民の生活、それから法人等々を含めて、どのように、いわば厳しい状況にあるのか、ちょっと前向きに上り調子にあるのかというようなことあたりを、ちょっと聞きたいと思えます。

次に、この三つを先に言わせていただきますと、18ページの、先ほどの税に関連してのことなのですけれども、いわゆる国庫負担金で生活保護費の負担金が、やはりこれも補正増になっている。これの例えば増になった要因等々がわかるのであれば、具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

それと、最後ですけれども、22ページの、いわゆる後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金、これでシステム構築ということが歳出でも歳入でもいろいろと説明がありましたけれども、一体システム構築というのはどういうふうに、そしてどこ、恐らく今度できるところあたりとマッチングしていくのでしょうかけれども、那邊にそのシステムというのはどういうふうにつくって、どうこれから運用するための、先ほどテストをも来年度あたりになんという話もあったものですから、このシステムに関してちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

では、最初に戻りまして、12ページなのですけれども、いわゆる個人の方ですが、均等割がふえております。それから、総合課税においてもふえておって、2,617万5,000円になっておると。市民の暮らしがある程度上向いているからこうなったものなのか、あるいは、11月末現在の調定額等々を勘案という説明がございました。いわゆる市の方でいろいろとそういうふうな、例えば申告等々を含めて、そういう努力があってこの数字に上がっておるのか。今の市民の生活状況というのは漠としてはありますけれども、法人の方も、1号法人はふえたにしても、あと2号法人ほか皆マイナスになっていると。この辺あたり

は先ほどの藤原委員の質問に重複するとは思いますが、今の多賀城市の景気の実態というのは、どのように課税当局の方ではつかんでおられるのか教えていただきたいと思います。

○坂内税務課長

まず、個人市民税の関係でございますけれども、これにつきましては、平成 17 年とそれから 18 年の当初の賦課の状況を見ますと、まず、総所得金額で伸びております。それから、所得控除、その金額も所得並みには伸びておりませんが、伸びているということで、まず均等割額の納税義務者につきましては、全体で 6.3%ほど伸びています。これは税制改正によるものではないかというふうに見ております。

それから、あと、実態的に、個人の所得は、今現在申告相談を受けておりますが、今のところ年金受給者の方が多く申告に来てはいますが、このくらい税金が上がるのかということは、皆さん、そのパンフレット等を見ながら、あるいは実態的にこのくらいの所得になりますというようなお話で、その辺は景気がいいという実感は、私自身は持っておりませんが、ある程度、中央のいろいろな法人の動きもありますけれども、個人所得につきましては、横ばい状態か、ちょっと下がっているのかと。しかし、実際のその集計をとってみますと、総所得金額ではふえているという状況でございます。

それから、法人の方は、各 30 社、全部電話で聞き取りをやっていますけれども、すべていい状態ではないかということで、こちらは期待して入れているのですが、向こうは企業秘密ということもありますけれども、横ばいあるいはちょっとそれ以下だというような回答の会社が多かったという状況でございます。こちらでつかんでいるのは、実態として、実際、今、景気が緩やかに上昇してきているとか、あるいは完全失業率が平成 17 年度の平均の 4.4%から、ことしの 18 年の春以降は 4.1%とか 4.0%とか、そういう完全失業率も改善されてきているのかということですが、なかなか地方まで、こちらの地元の企業まで、実際にそういった影響が出てくるのは、ちょっと足取りが緩やかな状況で回復してくるのかという期待もあります。

○昌浦委員

今で税の方はわかりました。

次に、いわゆる生活保護の方のふえた要因等々をつかんでおられるのか、説明をお願いしたいと思います。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ただいまの生活保護費の負担金の歳入の方で、1,940万 3,000円増されるということでございます。これは歳出で御説明いたしましたように、当初より 27 世帯、39 人が増されたことと、医療費の方が伸びが大きくて、歳出の方、今は歳入ですけども、ちょっと 56 ページの歳出の方の資料を見ていただきたいのですが、そこにちょっと詳しく生活扶助については 2,216万 3,000円、それから介護扶助で（「違うのです」の声あり）それで、一番大きな伸びが医療費の扶助で 4,300万円ほど伸びております。

それで生活保護の申請に来る方は、やはり病気になりまして、就労できなくなったということで、医療費が支払えなくなるので、何とか医療費を扶助していただけないかということが一番の伸びでございます。それに対する 4 分の 3 の補助でございます。

○鈴木国保年金課長

それでは、後期高齢者医療にかかわるシステム構築に係る御質問についてお答え申し上げます。

先ほど計上いたしましたのは、多賀城市としてシステムを構築する分でございます。

広域連合は、御承知のように、宮城県全体の事務所を、最近決まりましたが、仙台の自治会館に置くようになります。そこを電算で結びまして、うちの方の住民情報また外国人情報、また税情報を提供し、向こう側とやりとりするためのシステムをつくっていくと、そのような形でございます。

○相澤委員長

ここでお昼の休憩にいたします。再開は1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後0時59分 開議

○相澤委員長

時間前ではございますが、おそろいですので再開させていただきます。

午前中の件で、健康課長から説明があります。

○岡田健康課長

先ほどの午前中の、小林委員それから藤原委員の御質問に対する回答でございますけれども、雑入として基本検診の対象者を、当初予算として幾らだったのかというような御質問だったと思いますけれども、基本検診は5,300人を対象といたしまして、当初の予算としては689万円の計上をいたしております。

実績といたしましては、自己負担分として4,399人分で571万8,700円が実績となって、歳入として入っております。差額は117万1,300円となっております。

ですけれども、これは雑入の生活習慣病予防対策実費徴収金ということで、基本検診を含めて全部の検診、9検診全部の雑入という形で計上いたしております。まだ確定していない検診といたしまして、乳がん検診、それから歯周疾患の検診について、確定していなかったものでございますので、補正予算として計上できなかったものでございます。

基本検診についてなのですけれども、自己負担金の部分として差額で901人の減となっておりますけれども、受診者数といたしましては6,305人の受診者がございまして、前年度と比べまして441人の減となっております。

○相澤委員長

では、続けて質疑に入ります。

○森 委員

18ページの、太陽の家利用料なのですけれども、7名減というふうなことで、このやめられた方の理由は何だったのでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

当初から多少定員は割れておりました。途中でふえたり減ったりとかいろいろありまして、転勤等が一番多いということです。このおやめになったのは健常児の方でございまして、障害児の方は常に定員いっぱいに入っております。

○森 委員

健常児7名減というふうなことで、最終的な見込みはなかなかわからないと思うのですが、出入りはあると。途中での補てん、募集に関してはどのようにされているのでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

あきが出た場合は、広報誌に募集を常に出してございまして、希望があれば入園させているという現状でございまして。

○森 委員

定員に満たないということは、倍率はなかなか低いというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

そのとおりでございまして。

○森 委員

今、28名の体制だと思っておりますけれども、定員が35名というふうなことで、その35名というのは、多分意味があつての35名で、少なくとも多くともこれはなかなか大変だというふうに認識しております。毎回、毎回ここで、待機児童まではいかないですけれども、ぜひ常に募集をかけていただいて、健常児、ノーマライゼーションを本当に体験していただければいいかと思っております。要望です。

もう1点なのですが、32ページ、33ページ、34ページ、学校給食費実費徴収金なのですが、この中で滞納分の徴収は入っているのでしょうか。

○相沢学校教育課長

ここに示しておりますのは、学校給食費の給食の実施回数が確定したことに伴います実費徴収金でございまして、滞納分というのは含まれておりません。

○森 委員

前に聞いたことがありまして、多分補正から補正の間、どういう動きをされてきたのか、また、その実績をちょっとお教え願いたいのですけれども。

○相沢学校教育課長

平成18年6月1日、5月31日現在で平成17年度分の給食費の未納額が確定ということで、この時点で139世帯の未納、未納金総額1,064万円ということでございまして、その後、過年度分につきましては、まず、未納者に対するはがきの送付、これを2カ月に1回ずつ、5月、7月、10月、12月、2月と行ってまいりました。

また、約2週間ずつにわたりまして、学校教育課それから一部教育総務課のお手伝いもいただきまして、4班8人体制で、5月から12月まで合わせて4週間ほど、夜間の集中訪問の徴収に上がりました。

それから、日中いるなどという連絡をいただいた家庭につきましては、随時訪問し、訪問回数は延べで 509 回実施いたしました。

その結果、平成 19 年 2 月 15 日までの納入者は 47 世帯、 254 万円でございます。

○森 委員

御苦労さまでございます。本当は教育に没頭して、一生懸命、一生懸命、子供たちのために環境等を整えていただきたいところなのですけれども、この徴収にも歩かれているというようなことで、感謝申し上げます。

ただ、訪問されて、実績としては上がっているのですけれども、その実績につながらない部分の理由というのは、どういう理由があるのでしょうか。

○相沢学校教育課長

報道等では、保護者の方の規範意識が低下しているとかいろいろ言われておりますが、それもあるとは思のですが、実際、保護者の方々と面談をしてみても感じますのは、それぞれの保護者の方々が大変低所得者層の方が多いのではないかとというようなことを感じております。

○森 委員

切実だとは思のですが、低所得者に対して等、いろいろな措置がされていると思うのですが、多分その措置のすき間の方が多いというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○相沢学校教育課長

就学援助費の活用をぜひしていただくようにお声がけをしているところではあります、今まさに森委員が言われましたように、すき間というようなところに該当される方も多いのだというふうに認識しております。

○森 委員

非常にその部分は大切なところだと思います。さまざまな措置がされておまして、子供に迷惑がというか、影響を及ぼさないようなことで、非常に手のつけにくい部分とは思いますが、ただ、これを成り立ちとして考えていかなければいけないところでもあると思います。生活全般も見ていかなければいけない、そういう部分で、本来として何とか手を伸ばしていかなければいけない部分なのかというふうに思います。

ただ、払える可能性があっても払わない方に対しては、大変ですけれども、その徴収は負担の公平というふうなことで考えていただきまして、まずは少しでもその環境と問題提起も逆にいただきまして、改善を図っていただきたいと思います。

○根本委員

18 ページの、先ほど出ました「太陽の家」の関係でございますが、現在「太陽の家」の健常児と障害児の割合、人数は何名、何名だったのでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

障害児が 25 名、健常児が 35 名でございます。

○根本委員

先ほどの答弁で、障害児の方はいつも定員を満たしているという内容のお話でございます。逆に、障害児の入所できなくて待機している方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

今のところございませんですし、4月の「太陽の家」に入園する障害児については、ちょうどぴったり、希望どおりに収まるということになっております。

○根本委員

平成18年度もぴったり、19年度もぴったり、待機児童はいないと、こういうことでよろしいですか。障害児に関して。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

私は3点、先に通告しておきます。まず一つは、20ページの、安全・安心な学校づくり交付金、次が、24ページの、自立支援関係、それは障害児の関係です。それから、32ページの埋蔵文化財の関係、この3点について伺います。

まず、最初に、安全・安心な学校づくり交付金、この制度が平成18年度の補正で出てきたということですが、今回、それに城南、山王小学校をのせたということですが、19年度にも同じ制度があるということですので、これに多賀城としてはどういうふうに取り組んでいこうとしているのか、それについて伺います。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

平成19年度につきましては、多賀城小学校の改築事業が最終年度でございますので、多賀城小学校につきましては学校施設整備の安全・安心な学校づくり交付金について手を挙げるというか、そちらの方で対応していきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

そうしますと、これは新築についても、耐震の関係で、新築すると、建てかえるということについても、補助金としてこれは利用できると、交付金として利用できるという性格のものでしょうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

先ほど小林委員の質問にも御回答申し上げましたが、従来の制度は、新築、増築に関する事業区分、あるいは改築、耐震補強、大規模改築、そういったものがそれぞれのメニューごとにございました。

それで、今回、その安全・安心な学校づくり交付金の制度につきましては、新築、増築につきましては、これは負担金として残りますけれども、改築、耐震補強、大規模改造などにつきましては、この安全・安心な学校づくり交付金の方に移行をしているということでございます。

○竹谷委員

多賀城の学校で、耐震関係の工事をやらなければいけない施設は、具体的にあれば、校名も含めて教えてください。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

これは、今回の補正で計上させていただいた分を除きまして、校舎は5校でございます。あと、屋内運動場が1カ所、あと技術・家庭科棟が1校ということでございます。（「名前ありますか」の声あり）

それぞれの学校名でしょうか。東小学校、山王小学校、天真小学校、多賀城中学校、第二中学校が校舎でございます。あと屋内運動場が天真小学校、多賀城中学校が技術・家庭科棟でございます。あと、第二中学校の技術・家庭科棟については、現在耐震診断をやっておりますが、最終的な結果は来ておりませんが、おおむね耐震基準を満たしているという状況でございます。

○竹谷委員

これは予算との関係があるので、予算の審議でやればいいのでしょうかけれども、これだけのものに来年度予算を見ていかなければいけないのですけれども、これは包括的に全部のせていますか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

平成19年度で計上させていただいておりますのは、多賀城小学校だけでございます。

○竹谷委員

であると、それで聞いたのです。この制度があるのですから、この制度を、多賀城小学校の場合は建設事業でやっているわけですね。そちらの方で。であれば、これは新たな視点で出てきたものだというふうに、先ほどの説明を聞いていますと。であれば、東小学校なり山王小学校なり、天真小学校なり、一日でも早くこれらの学校の対策を打つための交付金活用ということ、私は考えるべきではないのかと。多賀城小学校だけに集中してしまって、あとはこれからだというよりも、そういう制度があれば、そういう制度を使って、順次、計画的に、残されている学校をのせていくと。せっかく多賀城小学校はいろいろな学校制度で、国庫補助金なり起債なりついているわけです。それはそれでやっていく。こちらの制度は、こういうやっていないところをのせていくというのが、私は大事ではないかというふうに思ったものですから、今質問させていただいたのですけれども、そういうような視点でこの制度の活用というものを考えておられるのですか。どうなっております。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

教育委員会といたしましても、現在竹谷委員のお話しされるとおりのことを考えております。今回のこの交付金制度につきまして、県の方から電話での連絡がありましたのは10月22日でございます。これは国の補正予算、2月6日に国の補正予算が衆議院を通過したわけでございますが、国の補正予算が2月ということ、繰り越し前提の事業であるということから、県の方から強く、繰り越し前提ということでございますので、さらに翌年度、すなわち平成20年度までに繰り越し事業については、該当できないということ、20年度までに繰り越し事業については、それは事業としては採択できないというようなことございまして、設計などにも時間を要することから、緊急に対応できるものとしていたしまして、山王小学校、城南小学校の屋内運動場を今回計上させていただいたわけでございますが、そのほかの学校につきましても、先ほど竹谷委員からお話がありましたように、五つの校舎があるわけですから、逐次、できるだけ早いうちに計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

意味はわかりました。ですけれども、国の今の財政から見ると、いつどうなるかわからない状況です。そういうような環境にあるということを入れて、いち早く計画をつくり、県に申請なりをして、獲得する運動をいち早くしていく、このことが今一番大事なのです。遅いのです。今までのような1年先、2年先でなく、次々とそういう手を打っていかないと、多賀城も財政が厳しいわけです。いいですか。こういう新しい好機をいち早く取ってくるぐらいの気迫で、今までのような悠長なやり方ではなく、県が、「どうですか」というのではなく、こういうのがあるから、県に、「ぜひうちにやらせてください」という、やはり積極的な働きをやっていただきたい。

多賀城小学校はわかりました。ですから、残りの天真小学校にしろ何でもいいですから、積極的にやっていくという姿勢を私は求めたいのですけれども、そういう姿勢で取り組んでいきますか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

教育委員会といたしましては、先ほどもお話しいたしましたように、5校ございますので、これは今後10年以内に大きな地震が起きる確率が60%という極めて高い状況でございますので、これらについては、設計などをできるだけ早く進めまして、いち早く対応できるような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○竹谷委員

新年度予算審議のときで結構ですから、計画書を出してください。どういうぐあいに計画しているかと。参考までにお願ひしたいのですけれども、教育部長、いかがですか。

○菊池教育部長

以前にもちょっと申し上げたかもしれませんが、公共施設は学校だけではございません。そういった中で、教育委員会としては、この5校あるうち、順次やっていきたいというふうには思っておりますけれども、今現在、来年度までに多賀城小学校にかかります。その次の年、平成20年度についてはまだ、順次それ以降やっていきたいというふうには思っておりますけれども、具体的に次はどこ、次はどこというふうな具体的な計画のものは現在のところ持ち合わせてございません。

○竹谷委員

先ほどから言っているように、早急につくって、財政当局とも話をして、こういう交付金があるのであれば、いかに活用していくか、そういうことをやらないと、私は国の今の予算では、3年後にはなくなる可能性があるもので、早目に手をつけていくことが大事ではないかと思っておりますので、そういう意味で計画をしてみてください。

○菊池教育部長

もう一つちょっとつけ加えさせていただきますと、今回のこれにつきましては、国のいわゆる補正予算、国の税収がちょっとふえたというふうなことに伴ってのことだと思っておりますけれども、これにつきましては、私どもの方でも、こういった有利なものが出てくれば、すぐに対応できるように、とりあえず設計だけでも先にしておきたいというふうな思いがございまして、そういったことについては、教育委員会内部あるいは財政当局とも、そういったことについて、少しでも前進するようにとりかかっていたいというふうに思っているところでございます。

○竹谷委員

ぜひ先取り、先取りで前進をしていただくように期待をしたいと思います。

24 ページの、自立支援の問題についてですが、これは、障害者自立支援法に基づいてこのことが出てきたと思いますけれども、平成 18 年度の高賀市の施政方針の中でも、「障害者自立支援法の趣旨に基づき、障害者の地域での自立した日常生活、社会生活実現に必要なサービス供給等をやっていく」ということを、方針の中でうたっているわけですが、この新たな障害者自立支援法が出てきたことによって、前よりよくなった点、それから逆に悪くなった点があるかどうか、その辺は調査されているのか、これについて伺います。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

御存じのように、法改正になりまして、利用者なりの方々には 1 割負担ということになりまして、今までは施設利用なり通所利用の場合は、所得に応じて一応負担割合があったことでもございました。所得の少ない方については低額で御利用できましたけれども、今、所得階層、低所得とかいろいろございますけれども、その方については多少、1 割負担になったことによって、自分で負担する金額が多くなったという方もケースとしてございます。

○竹谷委員

障害を持つ方が、所得が少ない方でも多い方でも、平等にその恩恵をこうむりながら、自立していくというのが、本来の法の仕組みではないかと思っておりますけれども、このことを聞きますと、以前の方が平等にいろいろな面で扱いをできた状況にあったというふうに感じるのですけれどもいかがでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

そうですね。全体的には、所得階層の少ない方については、負担割合が多くなっておりますので、前の制度の方が低所得者に対しては有利だったのかというふうに感じております。

○竹谷委員

完全に法の矛盾が、対象者については矛盾が発生しているというぐあいに認識しておいてよろしいですか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

はい。それで、国でも、今現在、いろいろと、いろいろな方面から県の方に要望なりがありまして、逐次制度の改正等を検討しているや否やに聞いておりますし、このたび、国でもそれらに対応するため、自立対策臨時特例交付金ですか、それらをまた補正で県の方に対して、あと基金を積んで、そちらで多少とも補てんしていきたいという考えでいるようでございます。

○竹谷委員

実は、今回の議会で、多分最終日に出ると思っておりますが、請願が出てきているものですから、相当現場では厳しいのだという受けとめ方をしておりました。担当に聞いて、「そのとおりだ」というような御意見でございますので、多分これについては高賀城市、それから国にも出ると思っておりますので、担当部署においては積極的に今の問題を重視しながら、障害者自立支援法にふさわしい内容になるように働きかけをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

今、竹谷委員がおっしゃったように、施設運営については大変御苦勞なさっております。

そういうことで、その辺を国の方に、県を通じて、いろいろと団体を通じて県の方にも伝わっておりますし、その辺でおいおいには国の方でもそういう施設運営が順調にいけるような制度改正になっていくかと思っておりますので、その推移を見てまいりたいと思っております。

○竹谷委員

ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、32 ページの、埋蔵文化財の関係でございますが、計上見込みが、これはたしか事業収入ですから、発掘予算があるように思って計上したのだと思っておりますが、計上するより見込額がこんなに少なくなった。そして入ってくるべきこのお金が、相当な金がマイナス補正としてやらなければいけないと。ということになれば、当初計画はどうだったのか、これは多分、委託ですから、開発とかいろいろな関係のものだと思いますので、当初計画はどういうことでやり、こういうふうな予算編成になったのか、その辺の経緯についてお伺いします。

○高倉文化財課長

埋蔵文化財の発掘調査の受託につきましては、年度当初で予定されている箇所を対象として予算化をしているわけでございまして、平成 18 年度につきましては、当初 3 カ所の調査を予定しておりました。協議中ではございましたので、発生するものというふうに考えて計上したわけでございますが、3 件のうち 2 件が計画変更及び開発が行われなかったというふうなことになりまして、ここにあります収入見込額の 790 万円については 1 件分の調査でございまして、計画変更あるいはその予定がなくなった部分の経費について、今回減額補正をしたというふうなことでございます。

○竹谷委員

わかるのです。そうではないかと思っておりますが、3 カ所というのは、それに基づいて発掘体制をつくるわけですね。体制をつくって、「来なかったからだめです」と、「ないです」ということになっていくと、その体制をつくったものはどういうところに回しているのですか。

○高倉文化財課長

発掘調査体制につきましては、埋蔵文化財センターの調査員が調査に対応しているわけでございますが、受託事業だけではなくて、個人住宅の建設に伴う調査等々ございまして、全体としてはそういうほかの業務に当たるというふうなことでございます。

受託事業につきましては、これは原因者負担でやっておりますので、ですからできるだけ早急に対応できるような体制の構築というふうなことを主眼にして、一応年間計画を組んで、何月にどういう、どこの調査をするというふうな、年度当初に一定の計画をつくって対応しております。

○竹谷委員

そうだと思うのです。ですから聞いているのです。受託がこう来るでしょうと。年度計画を立ててやっていきますね。それで人員計画と。ですから、新たに個人の住宅の発掘調査をしなければいけない。住宅を建てるその前に。そうすると、これがあるために、あなたの方はもうちょっとやれないという状況が生まれてくる可能性があるわけですね。であれば、

このような状況をそのとき見通して、個人を早くやってやるかという状況を加味していかなければならないはずです。

ですから、そうであると、こういう補正は、もっと前に減額に出てくるはずなのです。もっと前に、12月なり9月補正で何らかの動きがあっただけでいいはずなのです。それが、はっきり言って、年度末に2月のこの補正で上がってきているということは、そういう見直しはあるものだという計画の中で進んできているのではないかと。そのことによって、個人の発掘調査の要請については先延ばししているのではないかというふうに、ちょっと私見たもので、そういうふうにとらえたものですから、そういう発掘調査の状況では問題があるのではないかというように見ているわけですが、そういうことはございませんか。

○高倉文化財課長

そういうことはございません。といいますのは、一応なぜこの時期にというふうなお話なのですが、調査については、一応12月の段階あたりまでに調査期間を設定しております。したがって、余力があるのであれば、できるだけ早く対応しようというふうなそういう考えもありまして、年度途中での補正という形はとらないでおるわけですが、こういう問題、調査対象として今、計画していたところが、できなくなったというふうな場合には、当然、その後に計画しております個人住宅の調査については、前倒しをして対応しているということでございまして、おかげをもちまして、現在では、今年度はほとんど年度内に申請のあったところの個人住宅については、対応ができていますというふうに考えております。

○竹谷委員

わかりました。特に埋蔵文化財の関係の地主さんたちは、そういう意味でタイミングがあるのです。家を建てるのに、発掘調査のおかげでタイミングが崩れるということを数多く聞くわけですので、そういう方々のタイミングを崩さないような体制をひとつつくっていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○吉田委員

2点伺います。一つは、34ページの、生活保護費の返還金について、もう一つは起債措置について伺います。

生活保護費の返還金について、約530万円ほどが計上されておられます。相当努力されているというふうに拝見いたしました。

そこで、その内容について御紹介ください。これだけの金額が返還遡及されるということですから、内容的にも相当なものを含んでいると思われまふ。よって、先ほど、交通事故によることなどの話もありました。よって、その件数なり案件、事由について御紹介ください。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

先ほども申し上げましたけれども、36件分を一応計上させていただいています。

その内訳といたしましては、一番金額の多いのが年金の遡及分でございます。遺族年金ですが、一番金額の多い方が185万円ほどの方が1人おります。そして、もう1人が、年金で119万5,000円の方もおります。それから、あと、少し少ないですけども、そういう方で約年金で6名ほどいらっしゃいまして、年金だけの返還金で約200万円。

それから、損害保険、先ほど申し上げました交通事故とか、それから車を廃車いたしました、それを自賠責の解約金とか、そういうふうな細かい金額になりますけれども、交通事故で一番多いのが1人で90万円ほどの方がいらっしゃいます。そういうことで、損害保険の関係で約10件ほどございます。

それから、県民共済にお掛けになっていた方々も、約六、七名の方がいらっしゃいます。解約金ですので、1人につき金額は2万円から3万円ぐらいの金額になっております。

それから、あとは細かいことなのですけれども、NHK受信料の返還金とか、それからあと、介護保険料の返還金と、そういうことで、細かくなりますけれども、総額で521万4,000円ほどになったということでございます。

○吉田委員

36件に及ぶということで、遡及されて返還金を得るということになりますと、生活保護のその段階で、金額にもよりますけれども、対象者にもよりますけれども、生活保護を停止すると、一時的にもですが、そういう状況にも、収入によっては生活が維持できるということが見込まれますからあるのだろうと思うのです。

それから、年金などによると、これは申請方式ですから、内部的にも職員が相当組織の横断的な横の連携を図って、内面指導されているというふうに私は受け取っているのです。言うならば、生活保護の係の職員が年金の窓口の職員の方に照会したり、打ち合わせをしたりということでの連携を図りながら対応して、そういう結果がこの530万円ほどになってあらわれてきているものと思います。

それとあわせて、現時点でこれだけの件数とこれだけの金額ですから、今後ともそういう務めがされているということであれば、さらに件数、金額とも増加傾向にあるというふうに見込まれるわけですが、その3点についてさらに伺います。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ただいまの御質問にお答えします。

生活保護申請といいますが、御相談においでになったとき、私の方で年金等にお入りになっていないかどうか、それを確認しております。それで、本人は年金がもらえるかどうかははっきり自分でもわからない状況ですので、私の方の担当の方が、私どもの国保年金課の方に赴きまして、そちらの担当者と相談し、国保年金課の職員の方が社会保険庁なりそちらの方に問い合わせをしていただいて、年金が受給される要件を持っているかどうかという確認をしております。

それで、遡及分については、本来は、もう前から申請すればもらえるのですけれども、申請していなくて、遡及してもらっているという状況です。

それから、あと、私の方で保護の申請をされて、保護が開始され、ある程度の期間を支払いして、その後、年金が入ってきた場合、市の方でお支払いした保護費分は、年金から差し引きまして、残った分は本人にお返しします。その残った年金である程度、1月の生活費というのは基準がございまして、それが満たされれば、一時保護を廃止すると。

それで、その後、就職もできませんので、その保護費が何カ月ぐらいもつか、その手元に持っているお金でございますけれども、そちらの方で生活していただきまして、それでもあとお金がなくなったらまた申請していただいて、再保護に入るということになっております。

○吉田委員

わかりました。生活保護にかかわる担当の課において、相当努力されているということ、改めて多とするものであります。

それから、起債の措置についてなのですが、この調整債を選択肢として申請する課題は極めて重要だと思っております。だがしかし、現下の取り扱い状況というのは、その選択肢はかなり限定的に扱われているということなので、その辺の取り組みについての当局の考え方、それから、これまでやってきた実態です。それから、県、国等の対応の様相について、改めて御紹介願います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

調整債についての御質問でございますけれども、正しい名称で言いますと財源対策債調整分という名称を使っております。ちょっと話が少しくどくなってしまうけれども、財源対策債というのは、地方財政計画上の通常収支のアンバランス、いわゆる地方財政計画上の歳入と歳出の差額を補てんするために、本来はそれは地方交付税で補うことになるわけですが、その地方交付税を算定する前段階において、その全体の財源不足額の一部を財源対策債という形で先に切り分けてしまいます。その残った分について、今までですと国と地方が半分ずつ受け持ちをする。そして地方が受け持つ分については臨時財政対策債を充てるという形になってきております。

それで、今言ったその入り口部分、前段階での処理の財源対策債は一体どういうふうなことをされているかということですが、例えば一般的な公共事業の場合、例えば道路をとってお話をしますと、通常は道路事業費が1億円だったとしますと、通常は補助率が50%ですから5,000万円が補助金ということになります。その裏の起債というのは、通常は30%になっているのです。いわゆるその補助裏の地方負担分の起債の充当率というのは30%になっているのです。30%を今現在は55%まで上げております。25%上乗せしております。その25%上乗せをする分がいわゆる財源対策債と言われている部分の取り扱いになってまいります。

そういうようなことで、地方全体がそういった公共事業が、所要の事業量としていっぱい実施されれば、その分の補助裏の起債30%から55%に変えた分だけで、全部用意された財源対策債は消化されてしまうわけですが、それが全体を消化されないということになったときに、それとはまた別の意味合いで、いわゆる未充当になっている部分についても、起債の拡充枠を広げて、年度末に各市町村に配分をされるという形になってきます。

ですから、これは、こちらの方から主体的にそれを申請して、それを取りに行くということではなくて、そういった一連のその財源の起債の配分の仕方によって、年度末に配分される額が決定されて、通知されてくるという性格になってまいります。

ですから、今まで過去もう何年間かずうっとその調整債というのは来ておりますけれども、それを当初から当てにして、あるいはそれを制度上予定に組み込んでできるという起債ではないというそういう性格を帯びております。

ですから、年度末にかけて、県の方から、こういうふうに枠を拡大したら、どのぐらい起債として需要が見込まれるのかという照会がございますけれども、それを当初から当てにしては組めない、という性格の起債でございます。

○吉田委員

わかりました。前段階での取り扱いで、想定して対応するというところでやってきて、最後、年度末にそういう形で配分されるということであるのですが、国の方のこの財政のトータルの配分の仕分けの段階で、年度末に配分されるものがどの程度のものかというのは、前段階のいろいろな全国の取り扱いがありますから、想定はできないと思うのですが、年度末に配分されるものが、前段階との関連の中で、全国の割り振りの申請の取り扱いの状況いかににかかりますけれども、見越した上で、それがどの程度のものであるかということは、前段階の取り組みの状況というのは、ずうっと系統的に統計数字で金額が定まっていることの積み重ねがありますから、そこを読んだ上で、当初からその見込みをこの程度のものとして考えていく考慮のベースがあるかないかという程度の話は、ぜひ県の会議でも、国を通じて、そこを少しプッシュする話に持っていくことはできないものでしょうか。私は一つの試みだと実は思っているのです。いかがでしょう。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

この財源対策債の調整分というのは、一応その制度の説明文の中には、いわゆる通常補助事業のいわゆる補助裏起債の未充当部分に充当する、あるいはその地方単独事業であっても充当できるような説明にはなっております。

ただ、今まで実態としては、通常の補助事業の未充当部分、先ほど道路の例を言いましたけれども、55%を充てて、さらに起債が当たっていない部分についてだけ充当されてきているというのは実態としてございます。

しかし、制度上としては、もっと幅広い範囲は想定されておりますけれども、実態としては通常の補助事業の中でしか運用されていないというのが実態でございますので、ただもう、私たちは財政をやっている立場からすると、実は年度末に幾分かの調整債が来るだろうということの腹づもりはしております。それで、プライマリーバランスというようなお話をさせていただいておりますけれども、プライマリーバランスを図った上で、調整債が来ても黒字が保てるようにということの、一応腹づもりはしております。

ただ、今お話しのように、年度当初から調整債をというのを、県の方に機会があったらそれはさせていただきますけれども、なかなか制度上は、その年度当初の段階から、制度としていかほど活用するというような話まで踏み込んでできるかどうかというのはございますけれども、そんなことがかなえられるかどうかというのは、機会ありましたら県の方ともちょっと話はしてみたいと思っております。

○吉田委員

最後に、私の問題意識は、言うならば、臨時対策交付金事業で措置されれば、起債措置されないという兼ね合いがありますね。今日の財政運営全体からすると、臨時財政対策債交付金の事業が、これほどの枠だということで定められてきているわけですから、それとの関連の中で起債措置の問題を議論するという、やはり一つの視点があっていいのだと思うのです。そういう意味で述べたのですけれども、受けとめておいてください。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

今のお話の件については、いわゆる臨時交付金事業のいわゆる地方負担分となっている部分などに、起債が充てられないかということの御趣旨になると思いますが、それについては、今の制度上は、先ほども午前中、藤原委員の質問にちょっとお答えいたしました。

たけれども、別枠で、地域再生事業債という起債、あるいは臨時地方道路整備事業債という別な単独事業向けの起債が用意されているのです。

ただ、それも、地域再生事業債というのは、過去の、いわゆる地方単独事業が一時的にふえたものに対して充当されるという性格がありますから、ですから、ある年に、例年に増してある年に単独事業がどーんとふえるということになったときには、そういったほかの別の起債が充てられるということがございます。

そういったことも含めて当然考えてまいりますけれども、ただ、今の財政状況からして、単独事業を一時期にどーんと膨らますことができるかどうかというのは別な側面もございまして、その辺のところを含めて、いろいろ、慎重に、積極的に考えてまいりたいと思っております。

○藤原委員

先ほどの住民検診の問題なのですが、当初予算では、雑入の生活習慣病予防対策実費徴収金 1,971 万 9,000 円計上されておりました。なぜ補正しなかったのだということについては、乳がん検診がまだ終わっていないのだという話でした。

乳がん検診については、当初予算では 150 万円計上しておりましたけれども、それはそのまま 150 万円入るとみなした場合、この生活習慣病予防対策実費徴収金の 1,971 万 9,000 円というのは、現段階でどのぐらいの収納見込みになるのかというのは、手元に資料ありませんか。

○岡田健康課長

先ほど自己負担金といたしまして 779 万 7,440 円が歳入として現に入っておりますけれども、あと国庫負担金として入る予定といたしましては、おおよそ 880 万……。 (「実費徴収金」の声あり) 実費徴収金といたしましては、今現在のという御質問でございますよね。そうしますと 779 万 7,440 円でございます。

○藤原委員

当初予算で 1,971 万 9,000 円の実費徴収金を見込んでいたのです。胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、骨粗鬆症検診、それから前立腺がん、歯周病、肺がん、基本検診を含めて。そして、1,971 万 9,000 円を見込んだうち、現時点では 700 万円しか入っていないという意味なのですか。

○岡田健康課長

それで、国庫負担金といたしまして、胃がん検診、がん検診すべてなのでございますけれども、その分は年度末に一括で入る予定でございます。

○藤原委員

なるほど。わかりました。そういう事情もあるので、補正予算の計上はしづらいのだと。しがたいのだという意味ですね。わかりました。

それから、基本検診で 441 人減りましたね。これは健康課としてはどういうふうにとらえていらっしゃるのですか。

○岡田健康課長

委員がおっしゃいますように、確かに受診者数といたしましては減ってございます。私もといたしましては、本当に対象者が、本当に受けるべき人が受けているかということで、きちんと調査しなければいけないということで、過去3年間にわたりまして、対象者について分析を行いました。

全戸調査をいたしております申込書の分析を行いました。それで明らかになった部分というのがございました。というのは、今まで申込書の分析を行って、受診者の受診率を出していたわけですが、受診者としてどういう人たちを対象とするのかということで分析をいたしましたところ、全戸調査をする前の国の考え方として、対象者はこのようにして出すのですというふうな国の基準がございました。

それは、例えば職場で受けるという方は、受診者として外していいと。そして、あと、病院で受けるという人たち、対象者に対しては、従来ですと、市民税の特別徴収者は外していいというふうな国の考え方がございました。それでずっと現在に至るまでと申しますか、去年の対象者を選定するに当たって、その考え方で受診率を出してまいりました。

ところが、多賀城は全戸の調査を、受診者の対象者に対しての調査を行っているということで、これは県にも確認をいたしましたけれども、本人みずからが、例えば病院で受けるというふうに自己申告した、回答した者については、対象者として外していいというふうな考え方が、いろいろ精査する中でわかりまして、受診率が若干ふえてくる形になるということもわかりました。

それで計算をちょっといたしましたら、確かに受診者数は減ってはいるのですけれども、率といたしますと、平成17年度と比べまして0.6%の減というふうな状況の分析を内部でしております。

この中でわかったことがもう1点あるのですけれども、職場で平成16年度、17年度、それから17年度、18年度の比較で、職場、学校で受けるという割合が、18年度にぐんと400人ぐらいふえたというふうなことも、この分析の中でわかりました。

それで、先ほどの質問でございますけれども、減った理由について、確かに受診者数そのものは減ってはおりますけれども、未検者に対しての対策ということで、過去に何年か未検だった人を洗い出して、積極的に受けるような受診勧奨をしていきたいというふうに考えてございます。

○藤原委員

何が聞きたいかわかっていて、そこに触れないように答えるために、非常に努力されているようなのですけれども、受診率の定義を変えたから受診率が上がったのでしょうか。ですけれども、問題になるのは、やはり平成18年度は下がったことなのです。18年度にその440人下がったことなのです。これは基本検診1,300円の有料にしたことが影響していることははっきりしているのです。

ですから、お金がないといって住民基本検診代を取ることにしたのですけれども、入ってきたお金は幾らかと。500何万円ですね。これはがんなどの末期の1カ月だったら飛んでしまうようなお金しか入ってこない。そして一方では440人の受診者が減ったわけです。

ですから、私はせつかく下水道事業も平成19年度から特別会計に戻すのですから、それがきっかけでこの基本検診の有料化というの導入したわけなので、私はこの19年度からこの住民基本検診の1,300円の有料というの、やめたらいいのではないかと。これは費用対効果といいますか、入ってくるお金と医療費、そこで見つからなかった場合の医療費が

幾らかかるのかということと考えたら、こんなばからしいことはやめたらいいのではないかと思うのですけれども、市長、どうですか。

○板橋保健福祉部長

最初、私に答えさせてください。

今、健康課長が丁寧に御説明申し上げましたけれども、確かに平成17年度と比較しますと、441人ほど減ってございます。それはその影響も多くあるのだろうなと思ってございます。

ただ、平成18年度の調査を先ほど健康課長が言いましたように、調査した結果、「市で検診を受ける」と回答した人との比は428人です。ほぼ同じような数字が出ています。減ってございます。

それで、申し込みをしない人の回答者の中で、「職場で、あるいは学校で受けます」という方が約400人ほど逆にふえてございます。

あと、病院で、常に自分がちょっとした血圧だなどと病院にかかっているということだと思っておりますが、「そこで検診のような血液検査とかそういうものをします」という方が約480人ほどふえてございます。

実際、市の方での検診は減っていると思えますけれども、そういうふうにしてほかの場所でふえているということになれば、自分の健康をやはり自分でつくるということで、そういうことになっているのかというように思っております。一概に、その分が医療費にはね返っているのではないかという論は、ならないのではないかというような思いもしてございます。

ただ、実際、このようなアンケートで調査に回答した方が、実際に職場あるいは学校で受けたのか、あるいは病院で実際受けたのか、この辺はやはりもうちょっと調査しなければならないことだと思っているところでございます。

また、昨年でございますけれども、1,300円の自己負担をお願いしますというようなお話のときも申し上げましたけれども、実際、基本検診料というのが約5,000円ほど、それに選択項目がありますけれども、それを合わせますと8,300円ほどかかっているのです。そのうちの1,300円を個人負担していただけませんかというお願いをしているわけでございます。

それで、そのときもお話ししましたけれども、これは2市3町あるいはこの辺のあれでも、ほとんどが1,300円、塩竈も1,300円、七ヶ浜1,200円、松島町2,000円、これは平成18年度予算のときの資料でございますけれども、ほかの都市でも、2,500円から1,300円、一番高いところは2,700円ですか、そのように取っています。取っていないところも確かにあります。岩沼、白石、当時の資料では、そういうことで、ぜひその1,300円をお願いしたいという経緯もございます。

今申し上げましたように、その辺の追跡調査もしながら、平成19年度も1,300円をちょうだいしたいとこのように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤原委員

それでは、市長の答弁は後に取っておくことにしました。

導入した部長がいろいろ答弁しています。いろいろ言っているのですけれども、導入した部長が、普通、部長だったら、「影響は全くありません」と言うところですよ。板橋部長の

性格からすると。そうしましたら、冒頭にその影響が多くあるのだと認めざるを得なかったでしょう。そうしたら認めざるを得ないのです。

ただ、先ほど課長がいろいろ言ったのは、いろいろ受診率の定義を変えたから、それは変わったのであって、間違いなく 440 人の受診者が減ったのは事実なのです。しかもお金が幾ら入ってきたか、500 万円ちょっとしか入ってこないわけでしょう。

ですから、私は、このお金をもらって、440 人受診者を減らすことが、どちらがいいのか。結局は病気を発見できなかつたら、医療費としてずうっとかさんでいくのですから。

ですから、私は、この場での即答は求めませんので、ぜひ市長にこの点については考えていただきたいと思います。答弁は後ほどで結構です。

○相澤委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

ここで休憩に入ります。15 分まで休憩といたします。

午後 2 時 03 分 休憩

午後 2 時 15 分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

暑い方は上着をおとりください。

● 歳出質疑

○相澤委員長

歳出の質疑を行います。

○昌浦委員

それでは、まず 44 ページの、人材派遣ということがあったので、そのことについてお聞きしたいということと、80 ページの、やはりこの給食調理に要する経費に関連して質問させていただきたいと思います。

最初ですが、説明では何か 3 月から、人材派遣社員 2 名が窓口で何か、恐らくは住民票あるいは戸籍の方の発行事務になるのか、基本台帳ということですから、基本台帳整備の方になるのかわからないのですけれども、こここのところを具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

これにつきましては、平成 19 年度から、発起は行革の一環でございまして、いわゆる市の行政改革プランの中にアウトソーシング、定員管理、それから取り組み指針ということで、いろいろリンクしている計画でございまして、市民課の窓口でございまして、来年度につきましては 2 人ほど人材派遣の方から来ていただくと。その分、職員を 2 人出していくという予定でございまして。

したがいまして、窓口の場合、派遣されてすぐに4月から仕事ができるという考え方はなくて、やはり1カ月くらい準備期間が必要だろうという現場の声がございまして、あえて3月に1カ月間の訓練をしていただきまして、4月からの対応に臨んでいただくということで、この予算を提案させていただきました。

○昌浦委員

そうしますと、これはトレーニングと、1カ月間ほどトレーニングということで、この3月からと、ゆえにこれで補正をしたのだということですね。

では、今の説明で確認をしておきますと、当然職員は2人、他の部門に配置がえになるということで理解してよろしいのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

そのとおり予定しております。

○昌浦委員

それでは、80ページの方の、給食調理に要する経費、これは説明で、いわゆる食材の発注が、小学校で2,035、中学校で3,915食ふえる可能性がある。いわゆる給食費の部分ということだったのですけれども、いわばその分が結局ここに伸びてきた、と言ったらおかしいのですけれども、そういう形になりはしないのかというちょっと疑問が生ずるわけです。要するに、お金が入ってこないから、まあそれだけではないにしても、いわゆるお金をいただいていない部分が、払っている人の方により増しがりになっているのではないかと、そういう実態はあるのでしょうか。

○相沢学校教育課長

まず、先ほど御説明申し上げました3,915食分の食材発注の増加と申しますのは、年度当初にそれぞれ小中学校で年間の給食回数について、概数で出しておりますが、ここに参りまして、学校行事等すべて順調に進んでおりまして、給食を実施する回数が確定したことに伴いまして、3,915食分、食材の発注がふえてきたということでございます。

それから、給食費の未納につきましては、教育委員会としましても大変大きな問題ととらえておりまして、その徴収については、現年度分を徴収しております学校とも十分に連携をしながら、保護者の方々の理解をいただいて、できるだけ徴収できるようにというふうに努めているところでございます。

ここで、食材費がふえた分が、そのままというふうな御指摘でございましたが、見方によってはそのようにとられることになるかとは思いますが、今後ともまだまだ教育委員会としましても、それから学校とも連携いたしまして、給食費の未納の徴収分について努力してまいりたいとそう考えております。

○昌浦委員

そうしますと、今の答弁は微妙な答弁で、ちょっと私も理解を、どちらの方に力点を置いていいのかというふうなお答えでございまして、要するに、増しがり部分が取った方がいいのか、おわかりですか、要は、未納の人の分を、払っている人が、余計食材等々を含めて払っているのではないかと。増しがりとは私は言いましたのは、そこを言ったのです。それがいいのかどうなのかということをお教えいただきたいと思えます。

○相沢学校教育課長

これは、いわゆる払わない方の分を、払っている方が補っているというふうなとらえ方はしておりません。

○昌浦委員

わかりました。その部分が非常に気になっておったわけで、新聞各社がいろいろと給食費未納の問題、あるいはテレビ報道でもこのことを昨年来からずうっと取り上げているので、非常に私も関心があったところでございます。

そこなのですが、私は、以前、税金の滞納にも2種類あると、滞る滞納と、怠る怠納と、字は別でも読み方は同じですね。

そこでなのですが、先ほどいろいろと、それこそ4班8人体制で、139世帯、1,064万円の確定額に対して、納めていただくように非常に努力したことは、先ほども森委員への答弁で承知しているところでございますが、よその自治体におきましては、怠る方の怠納の方には、それぞれ銀行預金等々を含めて、かなり厳しい措置をとっている自治体も多く散見されておる昨今でございます。

本市におきましては、そのようなことはどのようにお考えで、どうこれから対処していくのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○相沢学校教育課長

それではお答え申し上げます。

現在、先ほども申し上げましたが、2月15日現在で92世帯、810万6,062円の未納が出ておりますが、まず、この徴収につきましては、これまで5回のはがき等による督促をしていること、延べ509回にもわたって戸別訪問をしていること、そういうことを踏まえて、92世帯のその世帯の収入の状況等を少し詳しく見ながら、法的な措置に入れる部分については、現在、法的な措置も視野に入れて徴収について検討しているところでございます。

○昌浦委員

先ほどの森委員への答弁の中には、保護者の方たちの所得が低いという、そういうお答えがあったので、なるほどなと思ったのですが、やはりちょっと質問しておかなければ、これはまずいかと。いわゆる怠る方の怠納の方がありませんかということがあったものですから、あえてちょっと私も踏み込んでお聞きした次第でございます。

当局の方におかれましては、どうかその辺、本当に困っている人と、ちょっとお忘れになった人と、その辺は区別して、きちんと事に当たっていただきたいと、要望しておきたいと思っております。

○佐藤委員

44ページの、今の人材派遣のところの、昌浦委員に関連しての質問なのですが、2人を窓口配置することになったということですが、ここの部分では、本当に大事な窓口だと思うのです。個人情報がたくさん盛り込まれている部分ではないかというふうに私は考えるのですが、この部分において、どのように判断されたのでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

個人情報につきましては、当然、業者そのものが個人情報をきちんと守れるような体制の中でお願いしておりますので……（「もう一回最初から言ってください」の声あり）

個人情報の関係につきましては、いろいろ人材派遣会社の方に依頼するのに当たりまして、事前に個人情報をきちんと守っていただけるという形の中で選んで、お願いする予定でありますので、そしてまた、かつ、業者の方ではきちんと研修をして臨んでいただくということを前提にしておりますので、そちらの方は十分な認識のもとに仕事をしていただけるのかと私どもは思っています。

○佐藤委員

それは当然だというふうに思います。では、もし何かあったときの補償というか、そういうところではどういうふうなバックアップがあるのですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

全然ないということは言い切れない部分もありますけれども、そのようなことがないように、うちの方の頼む方でも、きちんとそこところは業者の方に周知をしていきたいと思っております。

○佐藤委員

漏れた本人になってみたときに、「周知しておきたい」というだけでは、とても納得できることではないというふうに、私は自分自身の情報が漏れたときには、そういうふうに思います。役所もさまざまなことで、いろいろなことが起きるといことが考えられると思うのですが、それだけなのですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

基本的に、契約の中身をまだ精査はしていないのですが、この契約の中に、今、委員がおっしゃったようなことをきちんと網羅して、お願いするということが前提でございます。

○佐藤委員

先ほど、行革の方針、それから取り組み指針に基づいて実現していくというようなお話でしたけれども、この間、取り組み指針を説明したときに、さまざま項目が並べられました。そのときに、「これをやるのか」というふうに聞きましたら、「これはちょっと挙げてみただけだ」というようなお話もあったような気がするのですが、何か次々と実現されていく第1段階かというふうに思ったのですけれども、このようにして、何かやはり、今、きちんと中身も明らかにされていないような中で、次々と目の当たりを見せていかれると、とても不安に思います。

それで、説明会のときにもお話ししたのですけれども、やはり行政改革と称して、役所がやっていいことと、やはりそこは役所が仕事を堅持していかなければならない部分が必ずあると思うのですけれども、そういう部分では、やはりこの窓口のところで、本当に内容にかかわってくるようなところで、こういう派遣の人たちを置いていくという点では、まずいのではないかとというふうに思いますけれども、再考はできないものでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

これは実施に当たりまして、ほかの自治体も実例が大分できております。それで、私の方でも行政管理課長の方とそれから市民課の課長の方と、先進地視察をもう既にしております。

して、何ら問題なく今のところやっているという実態をつかんできまして、その上で、今回お願いしたわけでございます。

○竹谷委員

済みません。ちょっと関連でお聞きしたいのですが、今の件はわかりました。意味はわかったのですが、今、派遣社員の指揮命令権についていろいろありますが、この場合は、派遣会社の社員の指揮命令権は、市民課の課長にあるというぐあいに認識しておいてよろしいのですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

これにつきましては、契約の中にもうたうわけですが、基本的に仕事を内部でしている場合は、当然市民課の指揮系統に入ってくると思います。

ただ、身分とかそういうような関係につきましては、あくまでも派遣会社の方でございますので、そこのところについては、詳しく、きちんと分けて仕事を依頼するような形になっております。

○竹谷委員

今の派遣法で問題になりませんか。この間、保育所するときもその問題がちょっと話題になったのですが、社員はあくまでも派遣会社の社員であって、指揮命令権はそこにある。ですから、派遣されてきている責任者とこちらの責任者がシフトして、従業員に対してこちらで指揮命令をするというシフトでないと、派遣法の関係に触れはしませんか。派遣法との関係はどうなりますか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

ちょっとそこところを、今の委員の関係につきましては、ちょっと私、直接契約の方ではないので、ちょっと調べてから委員に回答したいと思います。

○竹谷委員

こういう事業をやるときは、そういうものも含めて、法的にはこれこれこういう根拠で問題はない。だからこういうことにやっていきたいのだということを、明らかにした中でやらなければいけませんよ。そういうことがちょっと気になりましたので、いいかもしれませんよ。私の認識違いかもしれないので聞いているのですが、当局でこれを採用するというのであれば、これこれこういう法律に基づいて、こうだから、この部分は2人だけだから大丈夫なのだ、この分は保育所のように多いからだめなのだとか、いろいろあると思うのです。この間の保育所ときはそういう意見が交換されましたね。

そうしましたら、保育所の場合は、所長からここの派遣会社の主任に伝達をしますと。そして主任から職員に伝達する。そういう方法でやるので問題はないと、そういう方法でやりたいという答弁をしていたように私は記憶しているのです。保健福祉部長、間違いなかったですね。そういう答弁だったですね。同じケースなので、ちょっと……。私の聞き違いかどうか。きちんとやって、大変なことになります。

○相澤委員長

お諮りいたします。行政管理課長が出席を求められておりますので、出席を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。保健福祉部長。

○板橋保健福祉部長

今、私にということでございますが、詳細については課長がおりますので、こども福祉課長から御答弁させていただきますので。

○伊藤こども福祉課長

今、委員がおっしゃられたとおり、所長の方から、その委託会社の方の責任者といいますが、そちらの方の職員がいるわけですがけれども、そちらの方に基本的には伝達をするというふうな形になります。

ただ、いわゆる子供たちの安全にかかわる問題、見ていて、例えば危なっかしい保育をやっているとか、あるいは、こういったことは危険なのではないかとかというようなものについては、もう所長なり主任から直接指示をするというふうなことまで、その委託会社の方との話はしております。

○竹谷委員

私は、派遣法の関係で、全国的にいろいろ問題になっているのです。特に自動車会社は今、問題になっています。指揮命令権で。派遣会社の社員なのに、その社員と同じような扱いをする、身分が違うのではないかと。労働基準法上、問題があるのではないかと。派遣会社法上問題があるのではないかとという提起をされると。

そして、今、地方行政がいろいろな行政改革の中で、民間にできることは民間にやらせようというのは、今一つ流行になっている。流行と言っては失礼ですから、そういう仕組みになってきている。そのとき一番問題になってくるのはここなのです。派遣社員の指揮命令権、そして派遣社員の行動に対する責任の問題、これをきちんと整理をしていかないと、私はこれは、確かに財政上はいいのかもしれませんがけれども、そういう仕組みをきちんとしないと、「多賀城市は何をやっているのだ」というぐあいに、世間からたたかれる可能性があるので、導入することについて私はノーとは言いませんけれども、そういうようなことをきちんと整理をして、そしてそういう質問に対して、的確に議員の皆さん方に答えて、そして議員の皆さん方も理解をしてやっていく、そういう仕組みにならなければいけないと思うのです。

今、個人情報保護法の問題もありました。これについても、こういうふうにやるから大丈夫だとか、きちんとそういうふうになれば、とにかく質問に的確に答えてやらないと問題があるのではないかとというふうに思います。これからの問題ですが、これから多賀城市がそういうふうな、アウトソーシングを見ても、それからこれらのシミュレーションの、これはこのままでいいか悪いかは別としても、そういうものを含めて、今、一つの話題になっていますし、その一つの兆候が今回の2人の問題だというふうにとらえたので、その辺の基本的なことはきちんと説明をしていただきたいというふうに思います。

○伊藤行政管理課長

これまでの御質問の方で、資料等は今持っていませんけれども、お答えしていきたいと思えます。

まず、人材派遣業法上問題はないかということで、人材派遣業法でも禁止されている業務というのはございますけれども、市の窓口の業務といったような、公権力の行使でない部分の派遣は可能だと言われてございます。

それから、指揮命令系統はどうであるかというところでは、そのあかね保育所の例で、先ほどこども福祉課長が述べましたように、委託であった場合は、その責任者、委託会社の方の責任者を通して、そこで働く方々の指揮命令系統がなされるといった点です。

それから、人材派遣や非常勤の職員ですが、これらについては、その職場の長、派遣されたところの長が指揮命令ができるといったような観点もございます。

それから、もちろん、その指揮命令ができると申しましても、労働基本法上の制約は必ず受けるものでございまして、過重労働とか8時間を超えての労働等は、時間外の対象になったり、超過勤務を禁止したりということの、必ず法律上、きちんとその定めの中で運用していかなければならないという点がございます。

それから、もう一つの、個人情報の保護の点でございすけれども、これは委託も人材派遣も全く同じでございまして、その派遣会社との契約の中で、きちんとその個人情報の守秘義務というものを課して、契約を締結するといったようなことになろうかと思えます。

○竹谷委員

そうすると、今回考えている派遣社員については、人材派遣業法に基づいても、いろいろな法律に基づいても、指揮命令権は市民課の指揮命令権の中で運用しても問題はない、というふうに解釈してよろしいですか。

○伊藤行政管理課長

この派遣の関係につきましても、その市民課の業務の中でも、派遣職員で対応できる業務というものをきちんと仕分けをして、派遣の方々にしてもらう業務というものを、きちんと枠組みを固めてございます。

よって、それ以外の業務は指示できないことになってございます。もちろん、例えば戸籍の記載であるとか、そういうものにはタッチできないと、郵送の受け付けの整理であるとか、その窓口で直接お渡しするとか、そういう業務というものに限ってございます。そういうふうに枠組みを、その派遣の職員にさせていただく枠組みというものをきちんと定めて、契約を締結するというような内容になってございます。

○竹谷委員

そうすると、今回の契約は、どういう枠組みでいくのかということは、やはり明らかにしなければいけませんね。きょう、補正予算で予算が上がっているのですから、こういう待遇でいきますということを明らかにしないと、理解できませんね。そう思うのですけれどもいかがですか。

○伊藤行政管理課長

その仕様の内容については、案として持ってはございますので、どのようにしたらいいでしょうか、委員長。私は持っていないので、では次長の方から。

○相澤委員長

竹谷委員の御意見を聞きます。

○竹谷委員

資料があるのなら、資料で出してください。口頭ではなく、資料で。こういう予定にしていますと、資料で。資料で出してくれることを私は望みます。そこでべらべらやっても困るのです。資料で出してください。

○相澤委員長

総務部次長、いいですか。（「では、今写しを」の声あり）

○竹谷委員

では、それが出るまで、別な項目について質問します。

はっきり言わせていただきます。今、行政管理課長が来て聞きました。少なくとも提案する説明側は、今ぐらゐの説明はできるような態勢でこの場に臨むべきであろうというふうに思いましたので、感想だけ申し上げさせていただいて、今、資料が来ましたら、そのときにまた質問させていただきます。

今度は別な質問ですが、5ページ、繰越明許費の関係です。この繰越明許費は、これは一時、私、指摘したことがあったのですが、今回も多いですね。小学校費の一番最後のものはやむを得ないです。これはこういうようなことでの補正ですから、これは私は指摘をしません。上の方は余り多過ぎる。なぜこうなってくるのですか。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

それぞれ各事業において、それぞれ原因がございまして、先ほど各担当の課長から御説明いたしましたけれども、制度上、物によっては国、あるいは、この一番上ですが、広域連合の話があったり、年度末に差しかかってその方針が決められるというものがございまして、それらについては、どうしてもその年度内に完了が見込めないということがございます。

あと、それ以外の、土木費関係でございましてけれども、これは先ほど御説明しましたように、工事ではなくて、移転補償なものですから、補償を受ける相手方の御都合、例えばその移転をしていただくときに、次に引っ越して入るところもないのに、出て行ってくれというわけにもいかないものですから、次に入るところが出ていくまで、少し事業を延長しなければならぬというような事情その他がございまして、件数としてはこう多くなったというようにとらえております。

○竹谷委員

私、これは何年前ぐらいでしたか、あったのです。駆け込みのようにわらわらと。私は、8月までの完了なら、まだ私はそれはやむを得ないと思うのです。それは事業によっては。10月、12月完了という説明で、これは余り多過ぎる。何かの形でこういうのは、やはり繰越明許費をやらないで、何かやり方はないかというのを、これは補助金の関係もあるのでしょうけれども、やはりこれはもうちょっとこういうことがないようにしていくことが大事ではないかと思えます。

それから、具体的に一つだけ言います。水の入線の道路改良、まちづくり交付金でやると。1億3,000万円、これはいつからの課題ですか。下水道ができていないからということでしょう、多分。どこに委託しているのですか。JRに任せっ切りにしているのではないですか。12月末完成と。このままでいくと来年の3月末完成ではないですか、また延びたりして。そういう事業の進捗をもうちょっとチェックすることも大事ではないですか。単年度主義でしょう、予算は。いかがですか。

○後藤建設部長

お答えいたします。

今回の繰り越し関係なのですけれども、改良工事が2件、あとそのほかの物件につきましては、区画整理以外は建物の補償関係でございます。これは年度当初、前年度からいろいろ交渉なりやってはいるのですけれども、やはり相手方がございまして、そこに合意する時期というのがやはり交渉の中で大分おくれてきたと。そういうのが実態でございます。

それで、やはり建物補償ですので、すぐに壊したり、新しく建てたり、移設ということができません。中には一つの敷地の中に3棟建ててございまして、その中でいろいろやりくりをしなければならない、そういう事業もございまして。

例えば、留ヶ谷線改良工事と大土手線、これは事業名は違いますけれども、同じ所有者と申しますか、同じ家族の中での仕事でございます。そもそもこれは平成19年度からやる予定だったのでございますけれども、国の方の関係で、前倒しで、一応18年度からしましようというふうなことで、繰り越しをやってございます。

それから、まちづくりの水の入線なのですけれども、これは、今現在、踏切の雨水ボックスの整備を上下水道部の方でやってございます。本来であればもっと早く終わる予定だったのでございますけれども、去年あたり、関東の方で同じような工事をやっていて、落盤と申しますか、下がった事故があったのです。それで一時工事をストップさせられまして、その辺の調査をしてというようなことで、3カ月から半年ぐらい延びてございます。

本来であれば、繰り越ししても、我々の方としては、ことしの6月か7月ぐらいに終わるのではないかと申すふうな予想はしていたのですけれども、そういう関係で延びたというのが、大きな問題でございます。

それから、市道留ヶ谷団地線改良工事でございますけれども、これは12月の議会だったと思うのですけれども、市道認定をいたしまして、一応改良工事ということで発注しておりますので、旧留ヶ谷市営住宅である業者がそれを取得しまして、今からその造成工事をするというふうなことで、その辺の調整をいろいろした結果、若干おくれるというふうなことがございまして、きょうのお話の中で、道路課長の方で9月ごろとなっておりますけれども、これは若干余裕をもって9月と申してございます。早くできればそれにこしたことはないということでございます。

そういうことで、いろいろ物件絡み、いろいろな構造物とか、いろいろな対外的な関係、そういうことがございまして、このような繰り越し明許というふうなことで提案してございます。

○竹谷委員

9月補正とか12月補正で、国の会計でやるというのはわかるのです。それは当然そういうことになるでしょう。それから、当初からあって、そういうふうになっていくのであれば、やはりもうちょっとやるべきだと。私はいつも思うのですけれども、繰り越し明許というのは、こういう明許関係は、少なくとも8月、最低でも8月までに事業を完成するのがこのものだと思うのです。それを12月になれば、大体1月、新年度予算と一緒に納めるのです。そうすると、24カ月予算を組んでいるのと一緒に納めるのです、極端に言う。その辺を考えれば、もうちょっとやはりこういうものについては、気合いを入れてやっていかねばいけないのではないのかというふうに思いますので、ここでどうのこうのと言っても、こういう事情だからとか何だとか、その辺の顔を見ていると書いてありますので、これ以上は言いませんが、特にその駅前開発の次長などは、「それ以上言わないでほしい」というような顔をしているので、これ以上は言いませんが、少なくともやはりそういう事業を発注する側

としては、そのぐらいの勢いでやらなければいけないし、対人関係のものもあるでしょう。ですけれども、やはりそういうことを含めてやっていく。

そしてまた、説明も、そういうところを、この間も本会議で言いましたけれども、本当の腹の中、「いや、実はこういうことの問題があって、これがおくれているのです」という腹の中を言っていないと、流れが見えていかない。みんなでやはり、こういう厳しい時期ですから、みんなが多賀城市の流れを、議会の議員も理解しながら、市民からの質問があれば、議会の議員も説明できるような内容で提案をするべきですし、また、そういう説明をすべきだというふうに私は思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○後藤建設部長

我々としまして、無理に繰り越しはしたくないのです。はっきり申し上げて。ただ、反面、物によって、繰り越しというのは非常にいい制度でもあるのです。中に工事であれば、ある程度びたっと決まるのですけれども、交渉事はなかなかそうはいかない。今回は、だれとは言いませんけれども、非常に難しい方から、ようやく道路課の方で判こをもらったと。先月です。そういう関係もございまして、今年度は当然無理なものですから、12月まで、やはり建物はそんなに二、三カ月でできるわけではないのです。ですから、12月にできること、若干これは確かに余裕を持っています。余裕は持っていますけれども、そういうことで、みんな必死になってやっているということを御理解願いたいと思います。

○竹谷委員

理解したのです。ですから、そういう苦労を、こういうような地権者との交渉で、こうなっていて、ようやく決まったので、11月なり、1月なり2月によりやく決まったと。これから移転させなければいけない作業とかいろいろあるので、これはこういう理由で繰り越しするようになりますのでという、そういう説明をしてくれと言っているのです。そういう説明をしないで、いや、これとこれは繰り越し明許ですと。何だと。これは何のために繰り越し明許をせざるを得なくなったのか、そういう説明をすべきではないのかと、私は言っているのです。

例えば、水の入線の道路改良でもそうです。これを長年の城南区画整理をやったときから、長年のこれは懸案事項だったと。それでようやく平成18年度に予算がついたと。これで拡幅をするなら喜んでおった。いつできるだろうなと思っていたら、きょうこの話があったので、例えばですよ。であれば、JRのそういう事故があったと。そういうことで、もう一回技術的に点検があったので、6カ月延びたと、そういうことでこの事業がおくれているのでという説明をしてしかりではないのかと。私はそう思うのです。

それが、繰り越し明許のための理由ではないのですか。「いい制度ですから」、制度を活用することはいいのですけれども、その内容はきちんとやはり説明する責任があるのではないのかということ私は申し上げていますし、そういうことを今後はやったらいかがですかと言っているのです。「いや、やりましょう」というのであれば、「やりましょう」という答弁をするべきですし、「やらない」というのなら、「やらない」と答弁してください。どちらでもいいですから、御答弁願います。

○後藤建設部長

二者択一で言われると非常に辛いところですが、もちろん、我々の方としまして、当然説明責任がございまして、きょう説明した課長たちが若干舌足らずのところはあるとは思いますが、そういうちょっとここまで踏み込んでいいのかというようなこと

もあるので、その辺のところも若干一線を引いたような形の説明になったことは申しわけないと思っています。（「先ほどの資料は来るのですか」の声あり）はい。

○相澤委員長

では休憩いたします。3時10分まで休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時09分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

当局より、市民課長の出席要請がありますので、これを許可いたします。

引き続き質疑を行います。

資料の説明は総務部次長からお願いします。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

それでは、先ほど業務の内容の関係について、具体的にお答えしていませんでしたので、この仕様書に基づいてどのような業務の枠組みの仕事をしていただくかということ、改めて読み上げさせていただきたいと思います。

3番の、派遣業務の内容でございますが、(1)から(7)までございまして、まず一つが、戸籍に関する業務、(2)が、住民基本台帳に関する業務、(3)が、印鑑登録に関する業務、(4)が、外国人登録に関する業務、(5)が手数料受け取り（レジ業務）ということが書かれております。それから、(6)が、郵便申請に関する業務、(7)が、その他全項目に付随する業務に関する、ということで、これにつきましては、市民課と行政管理課と私の方で、協議しながらこの仕様書をつくっております。

○竹谷委員

この業務でいきますと、2名が派遣ということですね。では、この派遣者の2名が、この業務を専属にやると、職員は一応この業務から外れるという感じに受けとめてよろしいのですか。

○本郷市民課長

業務につきましては、当然その市民課の職員と一緒に業務を遂行していくというふうに考えております。

○竹谷委員

そういうことですか。そうすると、この2名は、例えばA子さんとB子さんが派遣されま。B子さんが病気で休みます。その場合どうするのか。C子さんを派遣してくるのですか。そういう仕組みなのですか。

○本郷市民課長

おっしゃるとおりでございます。

○竹谷委員

今回の補正では、2名で研修をとといいますか、予備で2名派遣してもらいますね。その例としたC子さんの教育はどういうぐあいにしてやるのですか。

○本郷市民課長

この平成19年3月分については、市民課の職員も現行体制で臨んでおりますので、C子さんの対応というものについては考えておりません。

来年の4月以降の部分のその派遣業務委託に関しては、そういった取り扱いをさせていただくというふうに考えております。

○竹谷委員

そうすると、これは平成19年4月1日からではないということですね。20年4月1日からこういう体制でスタートするというふうな答弁になりますけれども、そういう理解でよろしいのですか。

○本郷市民課長

2名の派遣業務の中では、午前と午後というふうに分かれて対応するというふうにしております。

それで、その2名ずつの派遣については、都合4名というふうになりますけれども、その4名に対しては、随時その中で研修を積んで対応していくというふうにしてはおりますが、現実的には、2名の分を今回の補正の額で対応している額になっております。

○竹谷委員

結果的には、補正ではことしの3月31日までの2名分は取っています。ですけれども、契約では4月1日から契約するのでしょうか。これでやろうということで契約になるのでしょうか。3月31日からですけれども、結果的には4月1日からが正式な仕事に入っていくわけでしょうか。違うのですか。これは見習いだと先ほど言っておりましたから。練習期間だと言っていたのです。修行期間ですよ、本業ではないですよ。勘違いしないでください。ですから私は確認しているのです。だから契約書を出してくださいと言ったのです。この辺をきちんと説明してください。だめですよ、そんなのでは。

○伊藤行政管理課長

では私の方から。先ほど竹谷委員がおっしゃいましたように、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんで、1日当たり、実人員は2名というカウントになりますけれども、実際は4名が入ることになります。それで、研修期間といいますか、忙しくない時期、3月も20日過ぎになると、かなりの忙しさが出ますので、そこの中で、もう本格的な仕事に入っていくという意味で、3月1日から入っていただいて、ある程度なれていただいて、3月末のその繁忙期、4月の繁忙期にきちんと対応してもらおうということで、こういうふうな契約期間、3月1日から3月31日までと、それから新年度の4月1日から3月31日までという契約期間を持たせていただいたということでございます。

○竹谷委員

ですから、先ほどから、この1カ月間は業務見習いですね。現実的には、そうして、繁忙期間の、この裏にあります、これは平成20年、来年のことを書いていますけれども、3月

24日から3月31日まで、5(1)の2名に追加して、4名の派遣でやっていくのだとここに書いてあるのです、こちらに。裏に。裏に書いてあるのです。だから私は聞いているのです。

ですから、ことしは4名体制でなく2名、常時2名体制で、この1カ月間を見習い期間でしよう。見習い期間で、業務を習得するための期間でしよう。そして、一人前の業務としては、4月1日から、全部、2名はもう一人前だというカウントの中でやろうということの意味合いでとっているのですけれども、そういう意味合いにとってもよろしいのですかということに質問を変えたいと思います。その方が見やすいでしょうから。

○伊藤行政管理課長

おっしゃるとおり、3月の契約期間については、ある程度見習いという部分がかなり大きいかと思います。

○竹谷委員

わかりました。

では、ローテーションをかけていくのですから、先ほど行政管理課長が言ったように、2名と言いましたけれども、常時2名だと。で派遣されてくるのは4名になる可能性が大です。それでローテーションを組んでいきますというやり方だということですね。わかりました。

それで、これの契約ですけれども、これは業務の派遣の仕様書、これでこれから契約を結ぶのでしようけれども、この契約を結ぶ場合に、派遣会社はいっぱいあるのですけれども、どういう方法で、どういう選択をしながら契約を結ぶのでしようか。

○伊藤行政管理課長

この労働者の派遣関係でございますけれども、派遣元、要は派遣する会社ですが、そこと多賀城市が契約をします。もちろん、その派遣される職員については、職員といいますか人間については、派遣元の会社とその方が労働契約を締結するというふうな、三角形の契約体系になるということでございます。

○竹谷委員

それはわかっているのです。その会社の選定はどうするのかということですか。

○伊藤行政管理課長

現在、複数の会社を指名といいますか、選定しまして、そちらでこの仕様に基づく見積もりを徴して、見積もり合わせの形で契約を締結したいと、このように考えてございます。

○竹谷委員

では、見積もりを取って、うちの大体予算と一致する、もしくは安いところと、そしてこの業務をきちんと遂行してくれる立派な会社とやっていきたいのだと。わかりました。

これの本当の窓口はどこなのですか。会社との窓口。今、最初に、人事担当の次長が一生懸命説明をしていたのですが、後から行政管理課長が来て、いろいろ説明しているのですが、本当の窓口はどこなのですか。問題が起きたときはどこの窓口にお問い合わせすれば、この問題の解決方法としてはどこなのですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今回、人材派遣という形で事務処理はさせていただきますが、総務課が一応窓口になっております。

そして、この関係については、私どもの方も経験がちょっと浅いものですから、いろいろな行政管理課が一応経験を踏んでいるというようなとらえ方で、行政管理課の方からの指導、あと担当課、先ほども話しましたけれども、窓口で実際働いていただく市民課の方と、三者協議の中で進めてまいっております。契約は総務課でございます。

○竹谷委員

中身はわかりました。やはりしっかりと窓口になるところが、その業務内容なり何なりは、しっかりやはり熟知してやらないといけませんね。多分行政管理課はアウトソーシングの関係でいろいろと指導しているのでしょうし、市民課は、窓口業務としてこうしたいということで参画しているのでしょうし、その本当の元締めは総務課の人事係であれば、人事担当であれば、その職場にある人が、きちんとこういうものを含めて、説明をする責任と自覚を持って対応していくことが大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

委員のおっしゃるとおりでございますので、今後とも勉強しながら、聞かれたらわかるようにしていきたいと思っております。

○竹谷委員

わかりました。ぜひそうしていただきたいのですが、このことだけ今申し上げましたけれども、市役所全体において、先ほどの繰越明許費の問題も含めて、やはりもっともって議会に対して説明するものについて、最初からやはり丁寧に、ポイントをつかんで的確に御説明するように、ひとつ当局の方でも考えていただきたい。

この間、議長から注意がありましたけれども、議員の方のも的確に、明快に言うようにしろという議長からの訓示もありましたけれども、私もできるだけそれに即応していこうとは思っていますが、今聞いていると、当局は余り隠し過ぎる。最初からオープンに臨んでいただきたいということを、ひとつお願いをしておきたいと思います。

○伊藤(功)委員

この件では、総務省が通達を出していると思うのですがけれども、戸籍などを扱うのは、民間といいますか、そういう資格ではできない。できるとすれば、準公務員である郵政公社の職員等でないとできないという解釈を、総務省でしていたようなのですが、それについてはどうクリアされているのか伺いたいと思います。

○本郷市民課長

今おっしゃられたのは、競争の導入による公共サービス改革法による民間委託というような形の法律に基づく処理だと思うのですがけれども、今回の部分については、あくまでもその労働派遣に基づいて、指揮監督命令を受けて対応するということになっておりますので、基本的には戸籍の届け出とか、そういった受理に関してはやらせませんけれども、それ以外の部分については、法務局の方にも確認しておりますけれども、指揮監督の中で対応する部分については問題はないですという答えをいただいております。

○伊藤(功)委員

あと、この仕様書の4のところ、平成19年4月1日から20年3月31日までということで、ちょうど1年です。恐らく次の年もこういうふうな次年度の中での契約ということになると思うのですが、要は、多賀城市として、この分野で2名欠員が出ていると。それを派遣法に基づいて補充をするということであると、人員不足が常態化しているということの判断がされるのです。そうすると、それはきちんと正規職員で雇用しなければならないというのが派遣法の中で、いろいろ調べてくるとあるのですけれども、そういう点では、その後どういうふうな判断をしていくのですか。

○伊藤行政管理課長

委員も御承知かと思えますけれども、派遣業法上は3年という制約がございます。

それから、今不足しているのが人材派遣ではなくて、要は、「民にできるものは民で」という考え方に基きまして、その派遣なり委託なりでできる業務はどうであるかというものを、今回、今現在直接職員がやっているこの業務の中の切り出しをして、この不足したから人材派遣ではなくて、民間でできる業務は何であるかといったところで、その派遣という選択をしたということでございます。

それから、先ほどのその人員不足が恒常化するのではないかといったような考え方も、その人材派遣も制限つきであるといったことを踏まえて、今後、これらの業務をどのようにしていったらいいか、委託にしたらいいのかなど、種々検討してまいりたいと思います。

もちろん、先進の、この辺ですと名取が委託、それから山形では東根市が窓口業務の委託ということで、もう実際、仙台市も取り組んでいますけれども、そういうところをいろいろ検討しながら、どういう業務がなじむのかとか、いろいろ今後検討していきたいとこのように考えてございます。

○伊藤(功)委員

今、戸籍業務を何人体制でやっているのか。そして、4月以降、どういう体制でやっていくのか、そこを確認すれば、この派遣のことで補充しているのかしていないのかというのが明瞭でないですか。その辺どうですか。

○本郷市民課長

現在、戸籍の担当については、2名専従でやっております。

○伊藤(功)委員

2名でやっていて、今度は4人でやるということですか。それでは、効率的に取り組んでいくというときに、かえって人員をふやしてやっていくということになってしまうのではないですか。

○本郷市民課長

戸籍の担当者を減らすということではなくて、窓口業務に携わる職員に対しての部分を、その派遣職員で対応していくというふう考えております。

○伊藤(功)委員

では、ちょっと別なところですが、守秘義務というところですが、公務員においては、退職しても守秘義務というのはあるわけですが、それで、派遣をされたところ

はどうなりますか。この会社をやめたときに、法的にその義務というのは保障されるのですか。

○伊藤行政管理課長

先ほど来、守秘義務ですが、個人情報の関係はどうなるかというお話でございますけれども、これは委託であってもすべて同じことなのです。この先ほどお渡ししました資料の裏側2ページに、6段目に、服務等で、真っ先に守秘義務という項目がございます。ここの中では、「業務上知り得た情報を他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。契約期間満了後においても同様とする」というこの文言が入っております。

そして、また、なおかつ、「派遣元は、財団法人日本情報処理開発協会の審査によるプライバシーマークを付与されていることが望ましい」といったように、仕様書の中でもうたいますし、契約書の本文の中でも、もちろんこの守秘義務についてはうたっていますので、退職した後も同じような制限が加わるといったようなところでございます。

○伊藤(功)委員

その退職した後もという拘束というものが、法律的に拘束されるものであるのかという点では、公務員とは違うのではないかと思うのですけれども、その点はどうですか。

○伊藤行政管理課長

どこまでその相手方を信用してやったらいいかというところに尽きるかと思うのですけれども、これは際限がないと思うのです。その会社がなくなれば、ではそれでいいのかというと、そうでもなく、やはりその契約関係にあった期間はもちろんですけれども、その後においても、個人の情報というものは、ほかに漏らしてはだめですというものは、契約関係にあった派遣元の会社と、きちんとその辺は信義則に基づいて履行していかなければならないものと、このように認識しております。

○伊藤(功)委員

ですから、個人情報を扱うところの守秘義務の問題で言うと、その会社に働いている期間については、その拘束がかかるわけですが、派遣業のその会社から退職したときに、その保障がないということが明らかなので、こういったところに任せられないというのが私の見解です。

○伊藤行政管理課長

現在、指定管理者制度をやっている、この間は保育所がだめになりましたけれども、例えば体育館ですが、市民スポーツクラブ、これも全く同じでございます。必ず参加者の生年月日であったり、住所であったり、氏名であったり、そういうように個人情報を多く扱っているのです。それらを退職したから危ないのではないかと、何もできなくなるといったようになりますので、やはりその辺は契約上の信義則に基づいて個人情報というものをしっかり、守秘義務というものもしっかり履行していかなければならないのではないかと考えてございます。

○伊藤(功)委員

戸籍業務などの個人情報の扱いと、次元の違う問題として法務省もいろいろ検討を重ねて、慎重な対応をとっているわけなので、そのことも十分に留意をして対応することが望ましいと私は思います。

○板橋委員

学校給食のことでちょっと確認したいのですが、先ほど、平成 17 年度ですか、139 世帯で 1,064 万円何がし、あとは 19 年 2 月時点で 47 世帯の 254 万円近くが、職員の努力で未納をいただいていた。これは大体未収の方で 92 世帯の 810 万円、あるいは何年前からの年度ごとの滞納金であるのかをちょっとお聞きしたいのです。

○相沢学校教育課長

この平成 19 年 2 月 15 日未納残額で申しあげました 810 万 6,062 円につきましては、今、手元に資料がちょっとないのでわかりませんが、平成 12 年度以降か、あるいはその前か、ちょっと今そこを調べたいと思いますので、お時間をちょうだいしたいと思います。

○板橋委員

行革とか経費節減というふうな形で、事務方の職員は相当努力されているので、ちょっと別なことを一つお聞きしたいと思います。

42 ページの、13 節委託料の固定資産税関係業務委託で 105 万円の残ということで出ておりますが、これについてちょっと、どういう業務の人を委託されているかお聞きしたいのですが。

○坂内税務課長

これは固定資産税の路線価鑑定評価委託ということでございまして、標準宅地の鑑定をお願いしまして、そこから路線の方に持っていくという価格の委託でございます。

○板橋委員

そうすると、これは路線価を不動産鑑定士の方から出していただくということは、売買のときの鑑定評価してもらう分ですね。

○坂内税務課長

これは、毎年、その土地の下落があるものですから、標準宅地の、前回の評価がえの方で説明しましたけれども、その標準宅地からその近くの宅地を評価すると。そのための鑑定評価でございます。

○板橋委員

はい、わかりました。

それで、固定資産とか都市計画の毎年、税の収納のための割賦が送付されますが、それで一つずつ疑問に思っているのですが、筆ごとに自動引き落としの書類が入ってくるのですね。封筒一通ずつに。その辺、どうしても筆数のあるところというのは、多分今までの機械処理で、委託されているから、それは無理だと言われるかもしれませんが、そうするともったいないのです。毎年、二つも三つもそのまま捨ててしまうと。そういう細かいことも少し考えていただければ、税の徴収の方でやはり各個人のところに送付されるのですが、そういう細かいことですが、それをまとめて送付するような形をとることはできないのでしょうか。割賦を。

○坂内税務課長

割賦の方は、納税義務者ごとにその課税明細を添付しながら、納付書を送付しているわけでございまして、そのまとめるということになりますと、例えば納税義務者、共有者がございますけれども、それらのおのおの、共有者の方にも納付書を送付するということになっておりますので、効率的なことを考えれば、我々も代表者 1 人に送れば、それで済むということでございまして、法的には、共有者全員に通知しなければいけないということでございますので、現状では今のような格好で納付書を送付するということになっております。

○板橋委員

共有者といっても、比率の割合でパーセンテージが高い方の方に送られますね。筆ごとに。1 筆ごとに。例えば A という方が 55%の持ち分で、B という方が 45%、そうすると、A という方がもう一つ別の方の筆数があれば、それを一緒にまとめて、2 通を一つの封筒に入れて送付するということはできないのですか。

○坂内税務課長

納税義務者が違ってまいりますので、現状で行っていきたいと思っております。

○板橋委員

納税義務者が違うのですか。A という方が 55%の持ち分で、B という方が 45%であれば、この納付書は A という方に行きますね。

○坂内税務課長

共有者ということになりますので、だれだれ分、だれの分ではなくて、だれだれほか 1 名分ということで納付書を発送しております。

○板橋委員

それで、A という方が別に 100%持っている土地、割賦がありますと、それを一緒にするということはできないのですかということ先ほどから聞いているのです。

○坂内税務課長

この業務は、一応納税通知書のブックングということで、業務委託の方をしてしておりますが、種々仕事の量は多くなりますけれども、お願いしているものですので、検討してみたいと思っております。

○板橋委員

検討ですか。いい方向に検討してください。あれも 1 通幾らと、印刷から用紙代からかかっているのでしょうか。違いますか。その辺やはりシビアに検討していただきたいと思いません。

○石橋委員

72 ページで、工事請負費で多賀城小学校の関係がありますけれども、先ほど、私、説明いただいたのを聞き漏らしたのかどうか、明許の関係等々の兼ね合いもあるものですから、この辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

学校建築に要する経費で、多賀城小学校増改築分でございますが、工事請負費で 2,664 万 2,000 円の減額でございます。これは解体工事が完了いたしましたことによりまして、その残高を補正減とさせていただくものでございます。

あと、5 ページの、下から 2 番目の、多賀城小学校校舎改築事業に係る繰越明許費 2 億 2,132 万 3,000 円につきましては、第 2 期工事の工事請負契約のうち、前払額相当額に出来高が満たないものですから、その額を繰り越させていただくものでございます。

○石橋委員

明許の関係は先ほどそういう説明をちょうだいしました。

それで、解体の費用だということの説明ですね。解体の費用は幾らで、どういう形で発注されましたか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

解体の予算につきましては、当初で 1 億 2,000 万円ほどとっておりましたけれども、実際の工事請負金額は 8,974 万 5,000 円でございます。

○石橋委員

1 億二千数百万円の見積もりが 8,900 万円幾らで落札だったということで、それは指名ですか、随契ですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

解体工事につきましては、本体工事と密接に関連するものでございますので、本体工事の請負業者に随意契約とさせていただきました。

○石橋委員

今説明されて、本体請負業者に随意契約だというふうな説明だと、私、理解しますけれども、まず 1 点は、なぜ 9,000 万円弱でできるものを、本体の請負業者だからこういう額になったのだというふうな説明をされると思います。解体について 1 億二千数百万円、例えばですが、本体の請負業者であっても、その差額で、そしてここに 2,700 万円ぐらいの残が出るというふうなことについては、私は見積もりに誤りがあった部分があるのではないかというふうな思いがしますけれども、その辺はないと言うのでしょうか、どうですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

設計額につきましては、当初の設計でそれぞれ建設部施設課の方には適切な設計を依頼しているところでございます。

そして、入札の結果、入札といいますか、見積もり合わせの結果、9,000 万円弱の金額で済んだということでございます。

この解体につきましては、マニフェストといいますか、発生した残滓というのですか、解体材、そういったものも適切にリサイクルした結果、こういった金額になったというふうに理解しております。

○石橋委員

すべてそういう解体業者は、プロですから、ただ、本体を請け負った業者さんが、解体を随契でやられたという形にはなっていると思いますけれども、解体の専門業者が東北には何社か、県内にももちろんありますけれども、そういう業者さんがおやりになったのだろうと思うのです。

それで、まず一つは、皆さんの耳にも入っているだろうと思いますけれども、なぜ地元の方々が、そういう解体もやらせてもらえる機会がなかったのかということの声が、大分前に阿部議長がちょっとお話しした部分等々もありますけれども、なぜその辺配慮できなかったのかと。今言うように、8,900万円、9,000万円弱で1億二千数百万円の見積もりを立てた部分で、そのぐらいで元請の方であればできるのだろうということの思いだったら、1億円ぐらいで見積もりをして、そういう思いにはならなかったのですか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

解体工事につきましては、現場といいますか、建築現場と作業工程、あるいは作業箇所、工期、そういったものがすべてふくそうする状況でございました。

そのため、本体工事に一番影響が少ないような形で工事業者を選定させていただいたということでございます。

あと、地元請負業者につきましては、常々議会の方からも言われておりますし、地元業者につきましては、元請ではJVで1社入っておりますけれども、下請、孫請などにつきまして、それぞれの地元業者を使っただけのように、そのJVの親会社の担当の部長を呼んで、できるだけ地元業者を使っただけのようにお願いしているところでございます。

○石橋委員

私、話をしたくなかったのですけれども、JVで地元業者も入っていると。それから、元請の方に地元業者を使っただけというふうなお話をされていたのだということですけども、孫なり何かに地元の業者さん、所管でわかる範囲で、市内の業者さんが何社お手伝いをされたか、その辺教えていただきたいと思います。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

現場の方につきましては、施設課が監理監督をやっておりますが、施設課の方でも、今手元に資料がないということでございますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○石橋委員

いや、お時間はいいです。前段、前段の竹谷委員が指摘された内容と同じ内容に尽きるわけですから、私はあえてお話ししませんけれども、非常に地元の業者さん方は、「我々でできる部分がいっぱいあるのですよ」と。今、元請の現場の関係等々で都合がいいのだと。安く上がるのだと、言葉はちょっとよくないですけども、そういう思いで随契と。1億2,000万円を、その現場にいるからということで、随契だというその基本的な考えそのものが、利便上、そういうことがいいのだということですけども、地元の業者さんの方々は、多賀城小学校は非常にすばらしいもので発注されるということを耳にしたとき、非常に期待したのです。もっと中身に触れたくありませんけれども、木の部分もいっぱい取り入れたすばらしい学校ができ上がりましたね。木を扱う業者の方々が、「我々にもお手伝いできる部分はあるのですよね」というふうな、いろいろな声を聞きましたけれども、それはあなた方が、「我々は地元の木の業者として、お手伝いをさせていただきたいのだという思いを、組合なり団体なり、企業体なりでお話しされればいいのかではないですか」というお話をしました。

その辺は、元請さん、名前は出しませんが、元請さんと地元のJVの方々等々のお考えなり対応なりは、お聞きされていませんか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

先ほどもお話しいたしましたように、その元請のJVの業者を部長室に呼びまして、先ほど委員がお話したようなことを含めて、十分お話ししております。

元請の会社については、そういった趣旨を十分御理解いただいたものと認識はしておりますが、先ほども言いましたけれども、本体、電気機械設備それぞれにつきまして、元請のほかに子請、孫請については、地元の会社は何社か入っているというふうに考えております。

○石橋委員

ですから、私、面倒なことに答えていただかなくてもいいですから、電気は、水道はというふうなことだけでも、わざわざ本庁に来ていただいて、地元業者を使っただけのようにお願いをしますということで、皆さん努力をされたわけですから、そのことについては、こういう問いが来るだろうなという予想のもとに、何度も言いますが、水道はどこどこ、多賀城のあの業者さん、それから電気設備なりはこういう業者さんだというふうなことは、常に皆さん、所管、プロですから、その辺を念頭に置いて臨んでいただければいいのかということで、その何々が入りましたかわかりますか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

少しお待ちください。

○相沢学校教育課長

先ほど板橋委員からの御指摘にありました、2月15日現在の810万6,062円の未納残額の内訳について申し上げます。平成13年度未納分、12件、41万6,481円、14年度未納額、13件、88万9,220円、15年度未納額、15件、72万8,288円、16年度、59件、268万3,286円、17年度71件、336万8,787円でございます。

○板橋委員

そうすると、この平成13年のものは、いつまで回収することが可能なのですか。

○相沢学校教育課長

民法に、不納欠損というような、どうしても納めていただけない場合、それを不納欠損の扱いとするということで、その規定を読みますと、「5年以上経過したものについては、不納欠損の扱いとすることができる」というふうにありますので、平成13年度分につきましては、もう1年間というふうになるのかと考えております。

○板橋委員

それで、滞納などをすると、普通ですと金利がかかるのですね。これは制度上、こういうものに関しては、金利は一切かからないのですか。それだけちょっと確認します。

○相沢学校教育課長

これらの未納額につきましては、金利はかからないものと承知しておりますが。

○板橋委員

やはり苦しくても、一生懸命、子供が食べたものだからと納めている方もおられるのですから、その辺十二分に配慮しながら、私も長年 PTA をやってきてわかりますが、その当時、各親御さんたちが臨戸徴収をしていたときは 100%回収だと。それで、「うちの方の学校で 100%回収しているのに、何の恩恵も PTA にないのですか」と。自動引き落としになれば、未納率が高くなるというのは、重々見えてきているというのはわかっていてやっていたのだけでも、今は銀行自動引き落としになっておりますが、その辺、やはり十二分においしい給食を食べていただいているのですから、その辺を十二分に御指導の方、お願いしたいと思います。

○相澤委員長

施設課長、先ほどの石橋委員の質問にお答え願います。

○佐藤施設課長

多賀城小学校の校舎改築工事に伴います協力会社の、地元請負業者の参加の状況でございます。大きく分けて、建築工事と電気設備工事と機械設備・給排水工事と三つに分けて発注していますが、それぞれの工事にジョイントベンチャーを組んでおりまして、それぞれ地元の業者が入っております。

そのほかに、建築工事の方では、いろいろな工種があるわけですが、外構工事、それから解体工事、金属工事それから意匠工事、意匠工事というのは、フェンスなどの工事ですけれども、そういったところに地元の業者さんが入っております。

それから、そのほか、土工事関係、それから鉄筋工事、鉄筋の超音波探傷検査、それから荷上げ工事、サイン工事、物置等の解体工事、それから鉄骨工事、屋根金属工事、それから屋上の防水工事にも地元の業者さんが参加して、協力しております。

○石橋委員

今、物置の解体までという説明が、地元の業者さんでおやりいただいたのだという説明がありましたけれども、全体の 1 期工事の予算の中で、給排水とか電気、これは別ですから、本体の方で、地元の業者さんが、おおよその額で結構ですから、どの程度の額を下請なり孫なりでやられたかという概算はつかんでおられれば、ざっとでいいですから、その辺を教えていただきたい。

○佐藤施設課長

ちょっと今、今の段階ではまとめていないので、後からお伝えしたいと思います。

○石橋委員

決して意地悪申し上げるわけではないのです。ということは、次にも発注があるわけです。校舎改築。鈴木市政から菊地市政へ変わった、そのことで地元の業者さんは、地元の業者育成というふうな大きな公約があるわけですね。ですから、その辺は、前に本体の方々に話をした業者さんもあったようですが、全然値段等々でこちらの発注する方では、きちんとした積算単価をして、発注して、請負を契約するわけですね。ですから、とてもとても間に合う額ではないのだというふうなお話等々を漏れ聞き及ぶと、「ああ、随分大変だ」、「業界とはそんなものだと、石橋さんはわからないのか」というふうなことを言われるかもしれませんが、私は純粋な気持ちで、多賀城小学校のこれから、次代を担う子供たちが学ぶ学舎を、地元の人たちが協力することによって、未来永劫、「じいちゃんたちが、お父さんたちが」というふうな思いを、あの新しい校舎に残していただけれ

ばいいのかという思いですので、よろしいです。そんな思いですので、ぜひ次の2期工事については、十分その辺を御配慮いただいております。こんな思いです。

○昌浦委員

確認しておきたいのですけれども、先ほどの人材派遣に関係してなのですが、冒頭、私が一番最初に佐藤総務部次長と答弁のやりとりをやったわけなのですが、そのときに、いわゆる行政管理課長の伊藤さん、そして市民課長の本郷さんが、席にいらっしやらなかったと記憶しております。

実は、伊藤功一郎委員とのやりとりの中で、窓口の職員が2人外れるだけ云々という市民課長のお話があったやに、わきで聞いておったのですけれども、当初、佐藤次長は、いわゆるアウトソーシングをして、2名職員は窓口から減らすばかりではなくて、私は市民課の職員体制が2名減って、他の部門に異動するのですねと言いましたら、「はい、そうです」というふうにおっしゃっているのです。私はそうとっているのです。周りの人たちにも確認をとりましたら、そうだというような話をしているのです。これはやはり答弁にどこか間違いがあるのではないかと思うので、再度確認したいので、いいですか、アウトソーシングで窓口で2名、派遣社員が張りついたならば、市民課の職員の方が2名、やはりどこか他の部門に移るといことで承知してよろしいのですね。このことは、議事録を後で読んで、おかしいことになっていたら大変なので、確認しておきたいと思います。

○伊藤行政管理課長

昌浦委員のおっしゃるとおりです。

○昌浦委員

やはり、アウトソーシング、「民でやれることは民」ということであるならば、正職員と言ったら変ですけれども、やはり別な部門で、より人数をかけてやるべき、例を挙げてしまうと何ですけれども、後期高齢の方の手が足りないところとか等々を含めて、そういうところにやはり移っていき、職員はやはり専門的な高度な職務を遂行していくというふうな考えでやっていただくということなので、ただいま行政管理課長が明快な答弁をいただいたので、私も安心した次第でございます。

○小林委員

言わないようにしようかと思ったのですが、やはり今の人材派遣の関係で気になったのです。それで、このいただいた資料を読んで、守秘義務がございます。それで、法律ではどうなのだと。つまり、守秘義務について、この契約が、契約期間満了後においても守秘義務は守らなければいけないものなのか、それとも、通常は、民間の場合には、任期中で守秘義務は終了されるというふうに普通了解されているわけです。

こういう契約を終了後も守秘義務を課すことが、法律的に担保されるや否やというその点について伺います。

○伊藤行政管理課長

ただいまその守秘義務が担保されるかということは、その契約上の、まあ司法上といえますか、民法上ですか、きちんとした契約行為の中で、「契約解除後も継続する」といったような条項を入れておけば、これは可能かと解釈してございます。

○小林委員

もし守秘義務がやぶられた場合には、どういうふうな法律上、ペナルティーか、あるいはその点について御説明願います。

○伊藤行政管理課長

市が契約を締結する多くの契約の条項には、この契約に違反した際の違約金なり損害賠償という条項が必ず入っております。

よって、それでもって不利益をこうむった、もしくは第三者に損害を与えた場合の損害賠償というものは、破った方の責任において発生するというふうに解釈しております。

○小林委員

そうすると、それは任期が切れた後についても、適用されるということですね。わかりました。

ただ、私は、こういう煩雑になるのは、行政の仕事として、こういうのがいかなものかという感想を持っているのです。これは私の感想です。ここは職員組合がないわけですが、本当でしたら、業務が集中するところには、職員の中で異動なりを一時的にやりくりする、そういうことも本当は考えていく、その方が行政全体を職員でカバーすることになるのではないのかと。ぜひそういうことも考えていただきたいというふうに思っています。これは意見です。

○竹谷委員

何だか、早くということなので、1点だけお聞きしておきたいと思いますが、さきほど石橋委員からの質問の中でありましたが、解体工事が8,900万円程度で随意契約されたという話、ちょっと、設計価格が幾らで、何%で随意契約になっているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

ちょっと今手元に資料ございませんので、すぐ調べましてお答え申し上げます。

○竹谷委員

契約担当はわかりませんか。

○鈴木総務部次長(財政担当)(兼)財政課長

申しわけございません。今ちょっと資料は持ってございません。

○竹谷委員

後でその資料はいただきますが、そういうのから、先ほどから私が言っていることなので、今騒がれているのですよ。契約の問題で。いいですか、新聞にも載っていました。入札率が幾ら、設計価格に対してどうなって、設計価格から入札価格は幾らで、それで入札がどう入っているか。予定価格との差がどうなのだということが騒がれている時期なので、そして、こういう不用、少なくとも2,700万円、約3,000万円の金がかからなくなったというものを出したのなら、そういうことをきちんと、質問されることを覚悟の上で、資料を持って議場に臨むべきです。私はそう思います。なぜならば、今先ほど、地元業者が仕事をもらっても採算が合わないような話をちょっとしておりますので、そういうところはやはり気をつけなければいけないと思います。

資料は後で結構ですから、時間も時間ですから、どういうふうになっているか、それだけ後で資料を出してください。お願いします。

○相沢学校教育課長

一つ訂正とおわびをさせていただきたいと思います。

先ほど、板橋委員の御質問の中で、給食費の時効といいますか、納入のこの時効が5年であるように受け取られる発言をしてしまいました。大変申しわけございません。

民法第173条3号の規定によりまして、給食費につきましては、「納付期限の翌日から加算いたしまして、2年以上経過した場合は不納欠損」という扱いになるのですが、多賀城市の場合、督促状をこちらからそれぞれの保護者の方に送付いたしまして、納付の期限の時効をずうっと延ばしていると。最大5年までというふうにしておりますのは、通常の債権等の期限が5年ということで、5年以上経過してしまいますと、なかなか回って歩かましても、もういらっしゃらなかつたりして、徴収できないということで、5年以上経過したものについては、不納欠損の扱いとしているというふうにしております。大変申しわけございませんでした。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

先ほどの解体の設計額、あと請負額はどうかということでございますが、設計につきましては、外構工事と一緒にさせていただいておりますが、請負額につきましては、設計額に対しての比率が91.75%という比率になってございます。

○竹谷委員

せっかく契約した額が91.75%だという解釈ですか。予定価格は。あなたの方でつくった予定価格は。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

予定価格は……。

○竹谷委員

ですから資料をよこしてくださいと言ったのです。本体に含まれてあれば、本体の設計価格はこれで、解体がこうで、それで予定価格を自分たちはこう組んで、入札はこうしたと、きちんとそれが出るはずなのです。ですから、私、予定価格はと。設計から検討して予定価格をつくるのでしょうか。入札の場合は。それから入札に入って、91%で決まるのか、85%で決まるのか、今は70%台で決まっているところもあるようですが。それが今の言う落札率と言われているところではないのですか。

なぜ私がそれを言っているかという、一回取れば、これは我々の権利だから、中身は随意契約で何でも取れるのだではだめなのです。ですから私は言っているのです。いいですか。

それで、先ほど石橋委員も地元の人にやらせれば、とても採算とれないようなことで来ているのであれば、その仕組みをきちんと検索する義務があるわけですよ。我々は。いいですか、そこをよく理解してください。そういう意味で、後で結構ですから、そういう資料があったらくださいと言っているのです。意味わかりましたか。(「はい、わかりました」の声あり)

○相澤委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

○藤原委員

これで一般会計は終わりですね。

それで、あしたの質疑に使いますので、ちょっと資料の提出をお願いしておきたいと思います。上下水道部をお願いしたいのですが、平成 17 年度の比較損益計算書、要するに、それは決算ということです。それから、18 年度当初予算の予定損益計算書、それから、現時点における 18 年度の予定損益計算書、それから平成 19 年度の予定損益計算書、この比較表をつくっていただきたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○鈴木上下水道部長

そのようにさせていただきます。

○相澤委員長

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 23 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

本日は国保会計までとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。その前に休憩をとります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○相澤委員長

10 分間休憩いたします。再開は 25 分といたします。

午後 4 時 03 分 休憩

午後 4 時 25 分 開議

○相澤委員長

再開いたします。

- 議案第 24 号 平成 18 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○相澤委員長

それでは、議案第 24 号 平成 18 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○相澤委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 2 の 94 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 735 万円の増額補正でございます。

これは、既存電算システム改修業務委託でございまして、後期高齢者医療制度の創設に向けて、国保関係分の住民記録システムや外国人システム等の改修業務に係るものであります。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費で 1 億 4,984 万 8,000 円の増額補正でございます。これは、当初 1 カ月当たりを 1 億 3,385 万 1,000 円と見込んでおりましたが、12 月支払いまでの実績月額が 1 億 4,600 万 8,000 円で推移し、約 9.1%の伸びを示しております。これらの状況から推計いたしますと、年額は 17 億 5,607 万円に見込まれますので、計上済額との差額を増額するものであります。

3 目一般被保険者療養費で 985 万 1,000 円の増額補正でございます。これは、当初 1 カ月当たりを 234 万 2,000 円と見込んでおりましたが、12 月支払いまでの実績月額は 305 万 1,000 円で推移し、約 30.3%の伸びを示しております。これらの状況から推計いたしますと、年額は 3,796 万円に見込まれますので、計上済額との差額を増額するものであります。

4 目退職被保険者等療養費で 320 万 5,000 円の増額補正でございます。これは、当初 1 カ月当たりを 81 万 7,000 円と見込んでおりましたが、12 月支払いまでの実績月額は 104 万 5,000 円で推移し、約 28%の伸びを示しております。これらの状況から推計いたしますと、年額は 1,301 万 2,000 円に見込まれますので、計上済額との差額を増額するものであります。

5 目審査支払手数料で 20 万 3,000 円の増額補正でございます。これはレセプト審査支払事務委託料でございまして、レセプト件数の増加に伴うものであります。

次の 98 ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費で 3,476 万 7,000 円の増額補正でございます。これは、当初 1 カ月当たりを 1,291 万 1,000 円と見込んでおりましたが、12 月支払いまでの実績月額が 1,541 万 1,000 円で推移し、約 19.4%の伸びを示しております。このような状況から推計いたしますと、年額は 1 億 8,970 万 4,000 円に見込まれますので、計上済額との差額を増額するものであります。

次のページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費で 80 万円の増額補正でございます。これは、当初 250 件と見込んでおりましたが、10 件の不足が見込まれるため増額するものであります。

次の 102 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 3 目保険財政共同安定化事業拠出金で 2,180 万 1,000 円の増額補正でございます。これは国保連合会に対する拠出金の増額であります。

次のページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目予備費で 735 万円の減額補正でございます。

次に、90 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 1 節現年度分で 6,611 万 8,000 円の増額補正でございます。これは一般被保険者に係る保険給付費等の増加分に対するものであります。

2 節過年度分で 346 万円の増額補正でございます。これは前年度の精算に伴うものであります。

2 項 1 目 1 節普通調整交付金で 1,387 万 2,000 円の増額補正でございます。これは本年度の交付申請額であります。

2 目 1 節後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金で 250 万円の増額補正でございます。これは歳出で御説明申し上げました後期高齢者医療制度の創設に向けて、国保関係分の既存電算システム改修業務に対する補助金でございまして、被保険者割に応じた定額補助金であります。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 1 節現年度分で、270 万 4,000 円の増額補正でございます。これは退職被保険者等に係る療養費の増加分に対するものであります。

2 節過年度分で 3,234 万円の増額補正でございます。これは前年度の精算に伴うものであります。

5 款 2 項 1 目財政調整交付金で 1,166 万 8,000 円の増額補正でございます。これは一般被保険者に係る保険給付費等の増加分に対する県の財政調整交付金の増額であります。

次の 92 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 2 目保険財政共同安定化事業交付金で 2,180 万 1,000 円の増額補正でございます。これは国保連合会に対する拠出金と同額の計上であります。

7 款 1 項 1 目利子及び配当金で 1 万 5,000 円の増額補正でございます。これは国民健康保険財政調整基金利子の増額分であります。

8 款 1 項 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金で 4,563 万 2,000 円の増額補正でございます。これは補正の不足財源に充てるものであります。

2 項 1 目一般会計繰入金 1 節保険基盤安定繰入金で 341 万 8,000 円の増額補正でございます。この内訳を申し上げますと、1、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で 311 万 7,000 円の増、2、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で 30 万 1,000 円の増でございますが、いずれも金額の確定によるものであります。

4 節財政安定化支援事業繰入金で 1,694 万 7,000 円の増額補正でございます。これは年齢構成差による給付費の増額に対する繰入金でございます。これも金額の確定によるものであります。

次に、85 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費でございます。

1 款 1 項電算システム改修事業において 735 万円の繰り越しでございます。この電算システム改修業務につきましては、後期高齢者医療制度の創設に係るものでございまして、テストを平成 19 年 8 月ごろに行い、最終的な完成は 19 年度になる見込みであるため、繰り越しをさせていただくものでございます。

次の、86 ページでございます。

第 3 表、債務負担行為補正の追加でございます。

この表に記載の 5 件につきましては、いずれも年間業務委託でありまして、業務等の開始時期が 4 月 1 日からになりますので、本年度中に契約等の事務処理を開始するため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○相澤委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○相澤委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○小林委員

資料の 96、97 ページで伺います。給付が当初の見込みよりも大幅に伸びている、この要因というか、それはどんなことがあったのか、この点について御紹介いただきたいのですが。

○鈴木国保年金課長

これは平成 18 年度の当初予算の積算にさかのぼりますけれども、平成 18 年度予算積算時は、診療報酬の引き下げが 4 月 1 日からございまして、また、薬価基準の引き下げがございまして、それらの効果額が 3.2%でございます。また、皆様もテレビ等で御承知だと思いますが、ジェネリック薬品がかなり普及してございまして、通常のコストの半分以下でも薬

が手に入る、そのような時代になったというふうなこともございまして、思い切って減額させていただいた当初予算を組んだ関係がございまして。

しかしながら、医療の高度化等々がございまして、私たちが積算したよりも思いのほか医療費が伸びたと、そのような状況にございまして。

（「質疑なし」の声あり）

○相澤委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 24 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○相澤委員長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○相澤委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○相澤委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日、2月21日は午前10時から特別委員会を開きます。

どうも御苦労さまでございました。

午後4時38分 延会

補正予算特別委員会

委員長 相澤 耀司

